

安全センター情報2015年7月号 通巻第428号
2015年6月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可



2015 7

安全センター情報



特集● 原発被ばく労働／受動喫煙防止措置

写真：フクシマ原発労働者相談センターの情宣活動

クボタショックから10年 アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会

2015年6月27-28日 尼崎市中小企業センター

クボタショックから10年目の尼崎集会-日程・会場は確定、以下のような内容が企画されています(変更・追加等される場合があります)。

今回は、まさに尼崎とつながりふたつのようなアスベスト・セメント工場による近隣住民に対するアスベスト公害が顕在化して、患者・家族らによる取り組みが進んでいるイタリア・カザーレモンフェッラート及びベルギー・カペレオブデンボスから患者・家族の代表が参加します。

●1日目-6月27日(土) 12:00~17:00

- ・映像で振り返るクボタショック
- ・被害者・家族の訴え
- ・アスベスト健康被害調査の結果報告
- ・イタリア・ベルギーにおけるアスベスト被害と患者・家族の活動
- ・クボタショック10年目の決算(車谷典男・奈良県立医科大学教授)
- ・「私とクボタショック」-さまざまな立場の関係者から
- ・泉南アスベスト国賠訴訟和解の報告と各地のアスベスト裁判

●2日目-6月28日(日) 09:45~12:00

- ・アジアのアスベスト被害を防ぐ(高橋謙・産業医科大学教授)
- ・イタリア・カザーレモンフェッラートの被害を分析する(熊谷信二・産業医科大学教授)
- ・「私とクボタショック」-さまざまな立場の関係者から
- ・建材の何が危ないのか(外山尚紀・東京労働安全衛生センター/作業環境測定士)
- ・アスベスト裁判の争点(弁護士)

●主催:

中皮腫・アスベスト疾患・患者と
家族の会/同尼崎支部/
尼崎労働者安全衛生センター
TEL/FAX 06-4950-6653

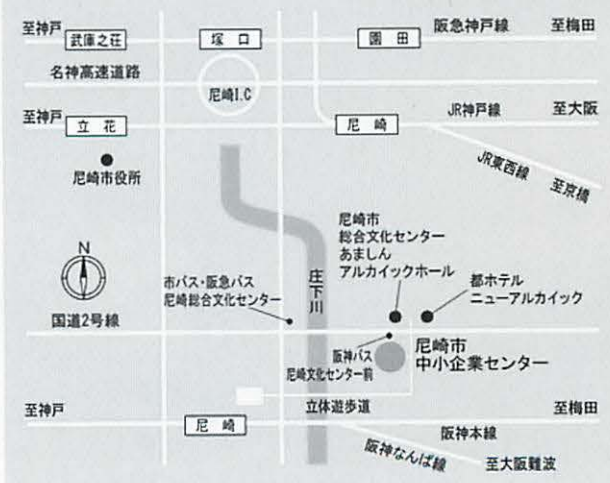
●後援:

ひょうご労働安全衛生センター/
関西労働者安全センター/
石綿対策全国連絡会議/
全国労働安全衛生センター連絡
会議/中皮腫・じん肺・アスベスト
センター/尼崎市

●会場: 尼崎市中小企業センター (阪神尼崎駅北東すぐ)

●参加自由/無料

■アクセスマップ



特集／原発被ばく労働問題

今春期の被ばく労働問題の取り組みと 緊急時被ばく線量引き上げ問題

緊急作業従事者の特別教育も不十分

東京労働安全衛生センター 飯田勝泰 2

検証が必要な除染作業の労災保険特別加入 9

受動喫煙防止措置努力義務化

労働安全衛生法改正－受動喫煙 防止措置の努力義務、6月1月施行

受動喫煙節対策助成金制度も一部改正

関西労働者安全センター 西野方庸 10

改正労働安全衛生法施行通達等 12

改正受動喫煙防止対策助成金質疑応答集 34

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

欧州で3人に1人が労働・環境で石綿に曝露 47

WHO分析：アスベスト・パラドックス 49

ルポ「1ヵ月」～ニュースにならなかった日々～⑩

原発災害⑪ 残る人の残る理由 51

各地の便り/世界から

東京●過労死防止学会設立で記念シンポジウム 54

大阪●多くの関係者で過労死防止センター設立 55

滋賀●技能実習生が上司からの暴行で視力低下 56

大阪●技能実習生が産業用ロボットに挟まれ重傷 57

韓国●セウォル号惨事1周年で革新マスタープラン 58

今春期の被ばく労働問題の取り組みと 緊急時被ばく線量引き上げ問題 緊急作業従事者の特別教育も不十分

飯田勝泰

東京労働安全衛生センター事務局長

相次ぐ死亡・重傷災害

東電福島第一原発では、昨年来、死亡・重傷災害が多発している。2014年度の労災発生件数は64件にのぼり、前年度の2倍に達した。

東電福島第一原発では、汚染水処理対策の関連工事を急ピッチで進めるため、構内で作業する労働者数が、1年前の約3千4百人から昨年末には約7千人にまで急増した。無理な工事を急ぐあまり労働災害防止対策や安全管理が無視され、現場の作業計画の立案、作業工程管理、作業手順の徹底がズサンになったことが、労働災害多発の原因と考えられる。

この間の労災発生状況をみると、2014年3月28日、掘削作業中に土砂崩壊による死亡災害が発生。9月20日、ウインチ固定用の単管パイプが落下しての重傷災害、9月30日、新事務棟高圧受電盤での感電災害、11月7日、旋回梯子レールが落下して2名が重症を負った。

今年1月16日には、福島労働局長が東電福島第一原発所長に、「廃炉作業における労働災害防止対策の徹底」を要請した。ところがその直後に、福島第一、第二原発で死亡災害が相次いで発生した。

1月19日、福島第一原発の雨水受けタンクで、タンク天板からハッチを開けようとした元請企業の労働者が、10m下のタンク内に転落して死亡した。労働者は現場の管理責任者であったが、単独でタンクに上り、安全帯をフックに固定していなかった。翌1月20日、福島第二原発の廃棄物処理建屋で廃棄物の濃縮装置を点検していた下請労働者が、鋼鉄製の受台と架台に頭部を挟まれて死亡した。通常は3人でクレーンを使う作業だった。柏崎刈羽原発でも1月19日、2号機IBPシャフト室で下請労働者が、点検作業中にグレーチング開口部から3.5m下に転落して重傷を負った。

死亡・重傷災害の激発という事態に業を煮やした厚生労働大臣は1月22日、東京電力(株)社長に対し、「原子力発電所における労働災害防止対策



2015年2月19日に実施した第13回被ばく労働問題関連省庁交渉

の徹底について」要請した。その内容は、「東京電力は、単なる発注者ではなく、原子力施設の所有者であり、原発事故の当事者であるとの自覚のもと、当事者意識を持って施設内の労働災害防止に万全を期すこと」というものだった。

だが、国がいくら「当事者意識を持って」と要請しても、労働安全衛生法の事業者ではない東電が災害責任をはたすとは考えにくい。また、東電にはその能力、技術、体制が決定的に欠けている。原子力事業者を労働安全衛生法の責任主体として明確に位置づける必要があろう。

第13回関連省庁交渉

全国労働安全衛生センター連絡会議は2月19日、第13回目の被ばく労働問題に関する関連省庁交渉を行った。交渉議題は、(1) 東電福島第一原発の労働災害防止、(2) 偽装請負、違法派遣、労働法令違反の防止、(3) 福島第一原発作業員の健康管理、(4) 緊急作業対策について、である。

(1) 労災防止対策について

東電福島第一原発等で労働災害が激増しているなかで、国の取り組みを明らかにするよう求めた。厚生労働省安全建設課は、「福島第一、第二原発の死亡災害は誠に遺憾。福島労働局、富岡労働基署で必要な安全衛生指導を行っている」「東電に対しては、当事者意識を持って施設内の労災防止に万全を期すよう要請している」と回答。原子力事業者を労働安全衛生法上の事業者とみなす規定を設けるべきとの要請に対しては、「原子炉等規制法と労働安全衛生法は目的が異なるため困難」という。前述した厚生労働大臣の要請内容は、あくまで「当事者意識を持って」というだけ。意識だけで労働災害は防げない。

原子炉等規制法では、原子炉設置者に責任を集中しており、安全面で言えば労働安全衛生法も同じだ。労働安全衛生法上も原子力施設については別の規定を設けないと実効性のある対策はとれない。厚生労働省は「現場に発注者がいて、元

方事業者、関係請負人が輻輳する作業もあるが、それぞれの事業者に安全衛生法上の義務を守って徹底させていく」というが、深刻な現状への危機感がまったく感じられない。福島第一原発構内に常駐するほどに現場の監督指導に徹底して取り組まない限り、厚生労働省は責任をはたしたことになるのではないと考える。

(2) 偽装請負、違法派遣、労働法令違反防止

東電が昨年9月に5回目の労働環境に係る作業員のアンケートを実施し、11月にその結果を公表した。その中で回答者の約3割に偽装請負が疑われた（前回のアンケート結果よりも増えている）。構内の重層下請構造のもとで、偽装請負、違法派遣が後を絶たない。厚生労働省と経済産業省が情報を共有し合って指導監督するよう要請した。

経済産業省（資源エネルギー庁事故収束対応室）は、「作業内容や休憩時間等を指導する会社と賃金を支払っている会社が違うという回答者が3割いた。作業を指示する会社と賃金を支払う会社の記載に関して真偽を確認し、疑わしい事例は福島労働局と連携して是正を要請するよう東電に指導を求める」と回答したが、厚生労働省監督課はいまだに福島第一原発における労働法令違反や指導事例を一括して集約していないという。厚生労働省は、福島労働局、富岡労基署任せにせず、他省庁とも連携して情報集約し、原発の重層下請構造にメスを入れていかねばならない。

(3) 福島第一原発作業員の健康管理について

緊急作業従事者と同じく、2011年12月16日の「収束宣言（ステップ2完了）」以後に入構した事故収束作業員も長期健康管理制度の対象とするよう要請したが、厚生労働省労働衛生課の回答は、「緊急作業従事者は被ばく限度を250mSvに引き上げ、極度の緊張を強いられた。ステップ2完了以降の労働者は、事業者の電離則健診、一般健診で健康確保をはかる」と相変わらずの回答だった。元請が鹿島建設の工事で、6次下請業者の除染労働者75名の電離則健診の証明書が偽造されていたという事件が発覚した。厚生労働省監督課は

個別事案を理由に具体的なことは回答できないとし、労働安全衛生法違反として健康診断を実施するよう指導監督すると述べた。

今年12月から義務化される事業場のストレスチェック制度に関して厚生労働省労働衛生課は、「それぞれの事業者で実施することになる。事業所の集団的な分析は自主的な取り組みのなかでやってほしい」といった現実味のない回答だった。福島第一原発では個々の下請事業者ではなく東電や元請事業者の責任でストレスチェック制度を運用し、職場環境改善に取り組まない限り実効性はともなわないだろう。

(4) 緊急作業対策について

昨年12月10日、原子力規制委員会は、緊急作業時の被ばく基準を緩和し、被ばく線量の制限値を250mSvに引き上げ、緊急時被ばく線量と平常時被ばく線量を別だてに管理する方向で検討を進めていた。12月26日には厚生労働省が、第1回東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会を開催し、緊急時の被ばく線量管理について検討をはじめた。

ICRP（国際放射線防護委員会）2007年勧告で緊急時被ばく状況として示された、①救命活動（情報を知らされた志願者）、②他の救急救助活動は電離則で規定する緊急作業には該当しない。また、BSS（電離放射線に対する防護と放射線源の安全のための国際基本安全基準）における緊急作業として、①救命措置、②健康への重大な確定的影響を防止するための措置、③破局的状況の進展を防止するための措置も、電離則に規定する緊急作業には該当しない。したがって、現在の緊急時の被ばく線量限度（100mSv）を引き上げることなく、1年50mSv、5年100mSvによる線量管理を徹底するよう要請した。

さらに、年間の被ばく線量限度を超えて緊急被ばく状況に介入するのは「志願者」でなければならない。志願は労働諸法規になじまない。志願を必要条件とする緊急作業には労働者を従事させることはできない。厚生労働省に対し原子力規制委員会と政府に、そのように表明するよう求めた。



2015年2月5日 フクシマ原発労働者相談センター設立総会

この時点で厚労省労働衛生課は、「原則論では、労働者の安全と健康を確保する観点から緊急被ばく線量を引き上げるつもりはないが、危機管理の観点から原子力規制庁が引き上げたいというので協議している状況だ」と回答した（後述するが、その後検討会は今年5月に報告書をまとめ、緊急時被ばく線量限度を250mSvに引き上げる提案を行った）。

原子力規制庁企画課は、「12月10日の規制員会で検討課題になっている。福島事故では100mSvでは足りなかった。また、事前の同意なども不十分だった。それを踏まえて、規制委員会でどうすることが必要かを検討している」と述べた。規制庁は、危機管理の観点から厚労省の検討会にオブザーバーとして毎回出席し、緊急時被ばく線量限度の引き上げを求めているのだ。

一方、総務省消防庁は、「福島第一原発事故を教訓に、昨年3月に原子力施設等における消防活動対策のマニュアルを作成し、被ばく線量限度を示した。現行の原子力災害対策指針に基づいたもの。緊急時被ばくに関する規制については原子力規制委員会や関係省庁・機関と協力して対処したい」と回答した。また防衛省も、「人命救助等の緊急作業、緊急時被ばく線量限度は人事院規則の

規定を準用しており、独自に何かを定めているわけではない。今後、原子力規制庁や関係機関と協力して対応したい」と回答した。

交渉の最後に厚生労働省労働衛生課は、「先ほどは厚生労働省の立場として発言したが、政府の一員としての立場もある。協議をするなかで厚生労働省の意見をしっかり述べながら、政府として最終的にできるものについては協力していかなければならない」と述べ、規制庁との協次第では緊急時被ばく線量限度の見直しもありうるような発言をした。

フクシマ相談センターの結成と被ばく労働者の春闘

2月5日、福島県いわき市内で「フクシマ原発労働者相談センター（収束・廃炉・除染）」の結成総会が開催され、地元の労働組合、市民団体から約80名が参加した。県外からも東京労働安全衛生センター、原子力資料情報室、被ばく労働ネット、ヒバク反対キャンペーンの仲間が駆けつけた。

代表には狩野光昭さん（いわき市議）、顧問の一人に石丸小四郎さん（双葉地方原発反対同盟）が就任し、原発、除染労働者に対して労働条件や労災、安全衛生、被ばく対策、健康問題に関する

相談窓口を開設し、問題解決に取り組むこととなった。

※フクシマ原発労働者相談センター

<http://www13.plala.or.jp/iwakisyamin/>

3月23日には早朝4時に、いわき市四倉にある道の駅に約20数名が集合。筆者も被ばく労働ネットの仲間とともにいわき湯本に前泊して参加し、楢葉町、広野町にある国道6号線沿線にある6か所のコンビニ店前で仕事前に買物に立ち寄る労働者に、相談センターのティッシュとビラを配布した。国道沿いや仮設住宅の周辺にはフクシマ相談センターの看板も立てた。その後10数件の相談が寄せられ、地元の労働組合とともに下請業者との交渉や労基署への労災申請に取り組んでいるという。

5月31日にはいわき労働福祉会館で、「被ばく労働とアスベストの労災認定」をテーマに、筆者が講師となった講演学習会と健康相談会を開催した。

避難準備指定を解除された楢葉町、広野町には、原発、除染の作業員宿舎がいたるところにできている。フクシマ相談センターが被ばく労働者の健康、安全を守り、権利と雇用確保の拠りどころとして発展していくことを期待したい。

一方、東京労働安全衛生センターも参加する被ばく労働を考えるネットワークは、今年も「被ばく労働者春闘2015」に取り組んだ。

3月20日午前、参議院会館に約60名の仲間が集まり、厚生労働省、経済産業省、環境省、原子力規制庁に安全対策、賃金と危険手当、電離則健診、緊急時被ばく線量限度に関して交渉を行った。偽装請負のもとで下請事業者は、労働者を雇用保険にも入れていない。厚生労働省、経済産業省に雇用保険の適用状況をチェックし、未加入事業者に対して指導するよう求めた。また、除染労働者の電離則健診の偽造問題に関し、すべての元請事業者に対し実態調査をするよう要請した。

午後1時から新橋の東京電力本社前でアピール行動を行い、東電別館の会議室に移動。東電原子力センター所長が30分間の交渉に応じた。福島第一原発の労災防止対策、安全点検による待機期間中の賃金を保障するよう要請した。東電は待機中の労働者には休業手当は検討していると回答

した。その後、今年1月に福島第一原発の雨水タンクで社員が転落災害で死亡した元請会社の安藤・ハザマ本社に対して、災害原因の究明と再発防止対策徹底の申し入れを行った。

250mSv特例緊急被ばく限度設定

昨年12月、東電福島第一原発作業員の長期健康管理等に関する検討会が始まったことは前述した。検討会はその後、今年4月までに4回にわたる議論を行い、5月1日に「報告書」を発表した。

※[http://www.mhlw.go.jp/stf/](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000084011.html)

[houdou/0000084011.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000084011.html)

報告書は、(1)緊急作業従事者の健康診断等、離職後も含めた長期的な健康管理、(2)緊急時作業従事期間中の健康管理、(3)緊急作業中の原子力施設内の医療体制確保、(4)通常被ばく限度を超えた者に係る中長期的な線量管理、(5)緊急作業従事期間中の被ばく線量管理、(6)特例緊急作業に従事する者に対する特別教育の在り方、に関して提言した。

2月19日の交渉した緊急時被ばく線量限度の見直し問題について、(5)緊急作業従事期間中の被ばく線量管理のなかで、「厚生労働大臣は、緊急作業において100mSvの被ばく限度によることが困難であると認めるときは、250mSvを超えない範囲内で、被ばく限度（以下「特例被ばく限度」という）を別に定めることができる」として、「原子力災害対策特別措置法第15条1項に定める原子力緊急事態が発生した場合又はそれに至るおそれの高い事態が発生した場合は、厚生労働大臣は、直ちに250mSvを特例緊急被ばく限度として定める」。

緊急時被ばく線量限度を250mSvに引き上げる権限を厚生労働大臣に与え、原子力緊急事態が起きたときには、250mSvを限度として特例緊急被ばく限度として定めることができる。

さらに、「特例緊急被ばく限度が適用される作業（以下「特例緊急作業」という）に従事する労働者（以下「特例緊急作業従事者」という）は、原子力事業者により、原子力事業者防災業務計画で定める原子力防災組織の要員として指定されている者

に限る」、「事業者は原子力防災要員の選定に当たっては、事業者は、特例緊急作業に係る労働者条件を明示した上で双方合意の上で労働契約を締結するとともに、今後、仮に緊急作業を実施する場合、実際の作業への配置に当たっては、労働者の意向に可能な限りは配慮すべきである」と述べている。

ただし、この特例緊急作業従事者は、原子力事業者の社員で原子炉の運転等に係る一部の専門要員が対象とされているが、委託事業者にも特例緊急作業従事者の適用範囲を拡大できるようになっている。

厚生労働省は、今秋にも電離則を改正し、2016年4月には施行する方針を明らかにし、5月15日から30日間のパブコメを募集している

※<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150006&Mode=0>

また、原子力規制委員会も、この検討会報告の発表を受け、直ちに原子炉等規制法等の関連法令を改正し、緊急時の被ばく線量限度を250mSvに引き上げることと決定。同様に、来年4月に改正法令を施行にむけて、5月末から30日間のパブコメを募集している。

※http://www.nsr.go.jp/procedure/public_comment/20150520_02.html

250mSv引き上げ反対、 緊急作業は「志願者」に

厚生労働省は、被ばく線量250mSv以下なら確定的影響がないというが、検討会のわずかな議論だけで、臨床的、疫学的に十分な検討はしていない。ICRPやIAEA（国際原子力機関）の基準を引用し、その程度なら健康影響には問題ないと結論づけたにすぎない。

日本の電離放射線障害防止規則による放射線防護では、緊急時被ばく線量限度を100mSvに規定している。100mSvまでなら健康への確率的影響は生じないというのが根拠だ（それさえも低線量被ばくによる影響を考量していないが）。だが、報

告書では、緊急時被ばく線量限度を250mSvの確定的影響が明らかではないことを根拠にしている。250mSv未満であっても確定的影響があることを示す被ばく事例が報告されているにもかかわらずだ。

このように、いままでの放射線防護の基準を否定し、250mSvの確定的影響を専門的に検討することせず、特例緊急被ばく線量限度を設定することは許されない。

さらに報告書は、「今後、仮に、緊急作業を実施する際に、これを超える線量を受けて作業する必要性は見いだしたい」と述べている。何を根拠に、そのような断言ができるのであろうか。

東電福島第一原発の現状をみれば一目瞭然だ。まやかしの「収束宣言」をしたものの、実状は事故収束とは程遠い状況にある。大量の放射性物質を大気に放出し、汚染水を海に垂れ流しながら、3機の原子炉の核燃料を冷やし続けられない限り、溶け落ちた核燃料が再臨界して暴走することを防げない。もう一度巨大地震や津波が福島第一原発を襲い、原子炉が冷却不能となる事態がおきる可能性は否定できない。福島第一原発で緊急時被ばく状況がおきたとき、250mSvで事故が収まる保障はどこにもないのだ。

一方、原発事故による原子力緊急事態に直面したとき、職業性被ばくの年間線量限度の上限を超えて、「救命、もしくは重傷を回避するための行動をとる場合」や「大規模な集団線量を回避するための行動をとる場合」「破滅的な状況に発展するのを回避するための行動をとる場合」（BSS）に、だれがそれを担うかという問題は—それが3・11事故で突きつけられたのだが—今回の報告書では、まったく答えられていない。

「緊急時被ばく状況」の介入を行う労働者の防護規定では、「年間線量限度の上限を超える可能性のある行動を取る労働者は志願者でなければならず、想定される健康リスクについて予め明確かつ総合的に明示され、必要とされる可能性のある行動の訓練を、実施可能な限り受けていなければならない」（BSS）となっている。

それでは、特例緊急作業従事者はどうであらう

か。事前の同意と特別教育さえ受けていれば、原子力事業者は業務命令で250mSvを労働者に浴びさせることができる。だが、労働者は「志願者」ではない。労働契約による業務命令で緊急時被ばく状況に労働者を介入させることはできないのだ。

さらに、特例緊急時被ばく以前の問題が残っている。現在の電離則には緊急作業従事者への特別教育の義務規定がないうえに、電離則第7条第3項では、通常の特別教育が義務づけられた放射線業務従事者以外でも、緊急作業に従事させることができるとされている。こちらの方こそ、直ちに改正が必要ではないだろうか。

以上のことから、緊急時被ばく線量限度を250mSvに引き上げる特例緊急被ばく限度の設定には反対である。3・11東電福島第一原発事故を何ら検証することもなく、2万人もの緊急作業従事者に高線量被ばくさせたこと正当化し、既成事実化するものではないだろうか。緊急時の事故対応を名目に、労働者への大量被ばくを容認することは許されない。

全国労働安全衛生センター連絡会議は、来る7月7日(水)午後、衆議院第二議員会館第6会議室で、第14回目の被ばく労働問題の関連省庁交渉を行う。緊急時被ばく線量限度の引き上げ問題を中心に、原子力規制庁、厚生労働省に、特例緊急被ばく限度250mSvの撤回を求めている。

【資料】フクシマ原発労働者相談センター —収束・廃炉・除染—

趣旨・目的

3.11原発事故は、未曾有の甚大な被害をもたらし、3年余りを経た現在でも12万6000人が避難生活を余儀なくされ、また、放射能汚染の下での恐怖に晒されながらの暮らしを強いられています。特に原発事故は、溶け落ちた溶融塊(デブリ)の処理には程遠く、汚染水処理の対応に追われて四苦八苦の状態です。

東京電力は地下水対策・アルプス処理・凍土壁

対策に活路を見出そうと躍起ですが、トラブル続きでとても事故収束の認識には至りません。

事故収束そして30～40年とも言われる廃炉作業に携わる労働者の総体労働力は、80万人を動員したチェルノブイリ原発事故を遥かに凌ぐとも言われており、労働者の枯渇と被ばく労働による健康被害が深刻化することは明白です。また、その労働は過酷なものであり、たびたび報道され社会問題になっていますが、問題となっても改善は一過性のものであり、法令違反・雇用形態や労働条件・被ばく対策・健康管理・賠償問題など、諸問題の抜本的な改善が必要不可欠と言われています。しかし、東京電力と国の姿勢には全くその改善がみられません。

収束・廃炉・除染作業に従事する労働者の過酷な状態は、“どうせ我々はスペアだ”と唾棄し、人として扱われない理不尽な事実を緘口令や解雇の脅しのなかでも告発してやみません。

周りの関心が薄くなるにつれ、解雇や不利益を恐れてどこにも相談できずに悶々としている労働者が、真に労働者に寄り添う、東京電力や公的機関に代わる「かけこみ寺」を必要とし渴望しています。その受け皿づくりを創設する意義がまさに問われている所以です。

基本方針

(相談窓口) 収束・廃炉・除染に携わる労働者の相談窓口を設け、雇用と労働条件、職場環境、労働安全・衛生対策、健康、労働者被ばく問題、生活環境問題などの相談を受け付けます。

(交渉・要請行動) 相談内容を整理し、労働者と共に東電・事業所への交渉や、行政・県・国への要請・政策提言を行い、労働条件・健康・生活向上の改善をはかります。

(地域行動・連帯) 地域住民との交流・連携を深め、労働者の社会的向上をはかります。

(調査・学習・宣伝) 調査・学習・宣伝活動をとおして、人間の尊厳や生命、労働者の権利、労働条件などを広く社会問題化します。

(廃炉・脱原発) 完全な収束・廃炉作業と第2原発の廃炉を求め、脱原発を目指します。



検証が必要な除染作業の労災保険特別加入

労災保険の特別加入の手続きをするときに使う、所定の用紙（たとえば様式第34号の8）を久し振りにみる人がいたら、その様式の変貌ぶりに驚く人がいるだろう。

「特別加入に関する事項の変更」、「特別加入者でなくなった者」、それに「新たに特別加入者になった者」それぞれの届に一枚で対応できるようにして、OCR様式にしているところはよいのだが、特別加入制度を少し知っている人ならなぜだろうと首をかしげる欄がある。それは、「新たに特別加入者になった者」の欄の中ほどにある「業務又は作業の内容」の右側の枠に「除染作業」とあり、「1 有」か「3 無」かを選ぶようになっているところだ。

3.11の福島第一原発事故により大量の放射性物質が排出され、除染作業にたくさんの人が携わっていることは、連日、マスコミ報道されている。除染作業は国が予算措置をして、建設業者をはじめ様々な業者が請け負い、そこに雇用された労働者が具体的な作業をするということになるが、労働者であれば、普通に労災保険の対象になる。ところが、事業主であったり一人親方であったり、またはボランティアや自己責任によるものといったように、様々なかたちでの除染作業従事がある。

それら労働者以外の除染作業について、労災保険の適用はどうかというと、少々複雑な判断が必要となる。

まず、建設業の一人親方として特別加入をしているのなら、2012年に労働者災害補償保険法施行規則が改正されたことにより、「原状回復の事業」を新たに業務に含めたので（労災則第46条の17第2号）、これに「除染を目的として行われる高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等を含む」ものとして、労災保険の適用対象となった。

しかし、それ以外の特別加入者、たとえば自動車運転者の一人親方や中小事業主がいつもの予想

される作業（たとえば運転手が汚染物を積み込んで運転するような場合）の範囲で除染作業に関わるなら対象とするが、あらためて作業内容の変更届が必要となる。

それから問題となるのが、通常の業務とは異なる作業として除染作業に関わるのなら（たとえば自動車運転手が汚染物を高圧水で洗い流す作業に従事するような場合）、あらためて建設の一人親方として追加で特別加入をしなければならないこととなる。これは中小事業主の場合でもまったく同じだ。

で、この特別加入変更届の様式の「除染作業」欄というのは、そのために新たに設けられたというわけである。

しかしである。このわかりづらい特別加入制度がどの程度除染作業で徹底されているのだろうか。国、環境省が設定する除染の費用には、当然労災保険料を積算するわけだが、特別加入者に必要となる保険料を、どの程度正確に積算し、当事者にその分として理解されて配分されているだろうか。たとえば、普通は他の仕事をしているが、除染作業にも携わらねばならないので、建設業の一人親方として、給付基礎日額1万円で別途特別加入するというのなら、年間の労災保険料69,350円を追加で負担しなければならない。もともとの職業で労災保険料を別途払っているから、結局二重に負担しなければならないこととなる。こんな話を十分に当の作業員自身が理解できているだろうか。

厚生労働省の実際の運用データを持たずに評価することはできないが、除染作業における労災保険特別加入制度の運用は、できるだけ早い時期に検証すべきではないだろうか。そもそも北海道から沖縄まで全ての特別加入者が、除染作業の有無を問われるというのも不合理な制度だと思ふのだがどうだろうか。



西野方庸

関西労働者安全センター

労働安全衛生法改正－受動喫煙防止措置の努力義務、6月1日施行

受動喫煙節対策助成金制度も一部改正

西野方庸

関西労働者安全センター事務局長

3

受動喫煙防止措置が努力義務となります

■ 施行日 平成27年6月までに施行される予定（今後政令で規定）

○室内又はこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置※を講じることが事業者の努力義務となります。

※ 事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の例として、全面禁煙、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分低減できる換気扇の設置などがある。

受動喫煙防止対策助成金をご活用ください！

○中小企業事業主が喫煙室を設置する場合、費用の1／2の助成（上限200万円）を受けることができます。詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

職場受動喫煙で毎年3,600人死亡

わが国で、1年間に約6,800人が死亡しているとされ、そのうち職場にその原因があるのは約3,600人だという。たいへんな数字だ。何の数字かという、受動喫煙による肺がんや虚血性心疾患の死亡者数である。厚生労働省の研究班が2010年に「今後のたばこ対策の推進に関する研究」の中で示した推計値だ。昨年の労働災害による死亡者数は、1,015人で、交通事故の死亡者数4,113人と比べてみても、驚くべき数字といえるだろう。

この受動喫煙を防止するための措置が、はじめに労働安全衛生法の中に位置づけられる。昨年

6月に成立した労働安全衛生法改正で、新たに加えられた「受動喫煙の防止」の措置に関する条文が、いよいよこの6月1日より施行されることになる。

もともと2011年に国会に提出された労働安全衛生法改正案では、飲食店など一部を除いて全面禁煙か空間分煙を義務付けるものとなっていたが、国会の解散で廃案となり、審議会での再検討を経た今回の改正では、「実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。」（第68条の2）とし、国が努めるべき援助のなかに、「受動喫煙の防止のための設備の設置の促進」（第71条第1項）を含めることにした。

義務から努力義務に後退したとはいえ、労働者の健康の保持増進のなかに、明確に受動喫煙対

策が位置付けられたことには、大きな意味があるといえよう。

受動喫煙対策に技術アドバイス

そもそも喫煙は、WHOの国際がん研究機関（IARC）の発がん評価でグループ1（人間に対して発がん性があり、人間に対する発がん性に関して十分な証拠がある）に分類されているなど、発がん物質であることがひろく理解されていることをはじめ、呼吸器疾患や循環器疾患の原因にもなっていることは明らかで、その対策は内外でひろく進められてきたところだ。

WHOでは2003年にたばこの規制に関する枠組み条約が採択され、わが国も健康増進法の制定などの対策を進め、翌2004年6月に批准している。2003年に施行された健康増進法は、第25条において、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と、公共施設での喫煙対策を明確に促進したため、飛躍的に対策が進められたことは周知のとおりである。

法律の施行にともない、厚生労働省は昨年11月に「職場の受動喫煙防止対策に係る技術的留意事項に関する専門家検討会」を設置、対策をとる事業者には、技術的なアドバイスをまとめることとしている。

この検討会では、①屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、②喫煙室の設置（空間分煙）、③換気措置の三つに分けて、それぞれに技術的留意事項についてまとめることとしている。

現在議論されている報告書案をみると、たとえば屋外喫煙所の設置場所については、建物出入口や窓から可能な限り離すことや、閉鎖系の場合にあっても排気口からの空気の流れについて、建物に流入することのないような設置の仕方について記述するものとなっている。

さらに、喫煙室の設置については、これまでの不

確かな設置例を排除して、排気装置の設置の仕方等、そうとうに具体的な方法を示すものとなっている。たとえば、屋外排気装置を設置しないで空気清浄装置だけを設置するような方法は、ガス状成分を除去できないとし、避けることを求めている。また、喫煙室設置の効果については、測定を行うことにより確認し、確実な分煙につなげるよう求めている。

さらに、飲食店や宿泊業など全面禁煙や空間分煙の対策が困難な場合について、喫煙可能区域を設定して適切な換気を行うことなどについて、具体例をあげて説明をしている。

健康増進法以降の対策さらに強化を

受動喫煙対策については、すでに健康増進法による公共施設での対策が進んでおり、その意味では対策の事例については相当程度例示できるということもできる。

たとえば、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長の事務連絡（平成22.7.30）「受動喫煙防止対策について」は、「施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて」として、次のように記している。

法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮いただきたい。

この事務連絡によって、一時多かった市役所や病院の出入口付近の喫煙場所が廃止されることになったわけだ。

G8の国のなかで、職場の受動喫煙対策を講じた最後の国が日本であるということを踏まえ、6月の労働安全衛生法改正を契機に、各職場での対策が速やかに講じられることが期待される。



基発0515第1号
平成27年5月15日
都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について(外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係)

労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号。以下「改正法」という。)については、平成26年6月25日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発0625第4号をもって通達したところである。また、これまで、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成26年政令第325号)、労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第326号)等の関係法令の整備を行い、電動ファン付き呼吸用保護具の譲渡等制限及び型式検定の対象への追加に係る規定及び建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を廃止する規定については、平成26年12月1日付けで施行されたところである。

今般、平成27年6月1日付けで施行される外国登録製造時等検査機関等に係る規定及び特別安全衛生改善計画に係る規定に関し必要な関係省令の整備を行うため、労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成27年厚生労働省令第94号。以下「改正省令」という。)が、平成27年4月15日に公布され、平成27年6月1日から施行されることとなっている。また、改正法の受動喫煙の防止に係る規定も、平成27年6月1日付けで施行されることとなっている。

改正法による改正後の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、改正省令による改正後の労働安全衛生規則(昭和47年労働

省令第32号。以下「規則」という。)及び関係省令の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、これらを十分に理解の上、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正法の趣旨

I 労働安全衛生法関係

1 外国登録製造時等検査機関等(第52条の3等関係)

厚生労働大臣の登録を受けて、製造時等検査、性能検査、個別検定又は型式検定(以下「製造時等検査等」という。)を行う登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関又は登録型式検定機関(以下「登録製造時等検査機関等」という。)について、日本国内に製造時等検査等の業務を行う事務所を有しない外国に立地する機関についても、外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関又は外国登録型式検定機関(以下「外国登録製造時等検査機関等」という。)として登録を受けられるものとしたこと。

外国登録製造時等検査機関等に対する法第46条から第51条まで(第53条の3、第54条及び第54条の2において準用する場合を含む。)、第103条第2項、第112条及び第112条の2(第1項第5号の外国登録製造時等検査機関等の登録の取消しに係る公示を除く。)の規定の適用については、登録製造時等検査機関等に対するものと同様であり、具体的には平成16年3月19日付け基発第0319009号で示したとおりであること。

法第53条第2項第5号で外国登録製造時等検査機関等に求める「必要な報告」として、法第100条第2項の規定により登録製造時等検査機関等に報告が義務付けられている事項と同等の報告を求める予定であること。

2 受動喫煙の防止(第68条の2等関係)

(1) 改正法の要点

イ 受動喫煙防止措置の努力義務(第68条の2関

係)

労働者の健康の保持増進の観点から、事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。

具体的には、事業者において、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析し、その結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めるものとしたこと。

□ 国の援助(第71条第1項関係)

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進その他の必要な援助に努めるものとしたこと。

本通達の発出日現在において、国が実施している援助は以下のとおりである。なお、平成28年度以降の各年度の支援事業に関しては、当該年度における支援事業開始時に別途連絡する予定である。

- ① 受動喫煙防止対策助成金(喫煙室等の設置費用について費用の1/2(最大200万円)を助成)
- ② 相談支援業務(技術的な相談に対する相談窓口、説明会の開催、講師派遣等)
- ③ 測定支援業務(デジタル粉じん計等職場環境の実態把握を行うための測定機器貸与、実地における測定の実演等)

(2) 改正法の細部事項

イ 受動喫煙防止措置の努力義務(第68条の2関係)

① 「事業者及び事業場の実情」について

労働者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるに当たって考慮する「事業者及び事業場の実情」としては、例えば、以下のようなものがあること。この場合において、特に配慮すべき労働者がいる場合は、これらの者の受動喫煙を防止するため格別の配慮を行うこと。

・特に配慮すべき労働者の有無(例：妊娠して

いる者、呼吸器・循環器に疾患をもつ者、未成年者)

- ・職場の空気環境の測定結果
- ・事業場の施設の状況(例：事業場の施設が賃借であること、消防法等他法令による施設上の制約)
- ・労働者及び顧客の受動喫煙防止対策の必要性に対する理解度
- ・労働者及び顧客の受動喫煙防止対策に関する意見・要望
- ・労働者及び顧客の喫煙状況

② 事業者及び事業場の実情の分析及び労働者の受動喫煙を防止するための措置の決定について

職場の受動喫煙防止対策については様々な意見があるため、各立場の者から適宜意見等を聴取し、当該聴取結果その他の事業者及び事業場の実情を踏まえつつ、例えば、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)において検討し、講ずる措置を決定すること。

なお、各事業場が効果的に受動喫煙防止対策に取り組むために参考となると考えられる事項を別途通知することとしているので、講ずる措置の決定の際は、事業者及び事業場の実情に応じ、当該通達も適宜参考とすること。

③ 「適切な措置」について

「適切な措置」とは、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析した結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものであるが、当該措置には、施設・設備面(ハード面)の対策だけでなく、例えば以下のようなソフト面の対策も含まれること。

- ・受動喫煙防止対策の担当部署の指定
 - ・受動喫煙防止対策の推進計画の策定
 - ・受動喫煙防止に関する教育、指導の実施等
 - ・受動喫煙防止対策に関する周知、掲示等
- ###### ④ 衛生委員会等の付議事項について

改正法の施行に伴い、法第18条第1項第2号の「労働者の健康の保持増進を図るための基

本となるべき対策」及び規則第22条第8号の「労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置」に職場の受動喫煙防止対策が含まれることとなること。

ロ 通達の廃止について

本通達をもって、平成15年5月9日付け基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」は廃止する。

3 特別安全衛生改善計画(第78条関係)

特別安全衛生改善計画制度は、労働安全衛生法令等に違反したことを原因とした同様の重大な労働災害を複数の事業場で発生させた事業者に対し、厚生労働大臣が当該事業者の全ての事業場における再発防止のための安全又は衛生に関する改善計画の作成を指示することができるものであること。

Ⅱ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律関係

法第68条の2に基づく受動喫煙防止に関し講ずべき措置については、派遣中の労働者に関し、派遣先事業者が事業者としての努力義務を負うものとしたこと。(第45条第3項関係)

第2 関係省令の改正の要点

I 労働安全衛生規則関係(特別安全衛生改善計画関係)

1 法第78条第1項の「重大な労働災害」は、労働災害のうち、次のいずれかに該当するものとする旨を定めたこと。(第84条第1項関係)

(1) 死亡災害

(2) 負傷又は疾病により、労働者災害補償保険法施行規則別表第一の障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 法第78条第1項の「重大な労働災害の再発を防止するため必要がある場合」は、次のいずれにも該当する場合とする旨を定めたこと。(第84条第2項関係)

(1) 重大な労働災害を発生させた事業者が、当

該重大な労働災害を発生させた日から起算して3年以内に、他の事業場において当該重大な労働災害と再発防止策が同様である重大な労働災害を発生させた場合

(2) (1)の事業者が発生させた複数の重大な労働災害が、いずれも労働安全衛生法等の安全又は衛生に係る関係法令の規定に違反して発生させたものである場合

3 事業者に対して特別安全衛生改善計画の作成を指示する場合は、特別安全衛生改善計画作成指示書(様式第19号)によるものとしたこと。(第84条第3項関係)

4 特別安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、当該指示書に記載された提出期限までに、計画の対象とする事業場、計画の期間及び実施体制、事業者が発生させた重大な労働災害の再発を防止するための措置等を記載した計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないものとしたこと。(第84条第4項関係)

5 事業者に対して特別安全衛生改善計画を変更の指示する場合は、特別安全衛生改善計画変更指示書(様式第19号の2)によるものとし、変更を指示された事業者は、特別安全衛生改善計画変更届(様式第19号の3)により、これを厚生労働大臣に提出するものとしたこと。(第84条の2関係)

Ⅱ 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令関係(外国登録製造時等検査機関等関係)

1 登録の申請

外国登録製造時等検査機関等の登録の申請をしようとする者が提出すべき添付書類について、申請者が、外国法令に基づいて設立された法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書に準ずるものを、外国に居住する外国人である場合には、住民票の写しに準ずるものを提出するものとしたこと。(第1条の3、第3条、第12条及び第19条の4関係)

2 外国登録製造時等検査機関等への立入検査に係る旅費の額等

外国登録製造時等検査機関等の事務所に対して行う立入検査に要する費用のうち外国登録製造時等検査機関等が負担すべき旅費相当額の細目について、以下のとおり定めるものとしたこと。(第1条の8の2から第1条の8の4まで、第8条の2、第17条の2及び第19条の9の2関係)

イ 旅費相当額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第104号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とするものとする。

ロ 旅費相当額の計算に当たって、在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関1丁目2番2号とすること。

ハ 旅費相当額の細目として、支度料は算入せず、立入検査の日数は事務所ごとに3日とし、旅行雑費は1万円とすること。ただし、厚生労働大臣が、旅費法第46条第1項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、その部分は算入しないこととする。

3 業務の引継ぎ等

法第53条の2第1項に規定する場合における、外国登録製造時等検査機関等の業務の引継ぎ等に関し、必要な事項を定めたこと。(第1条の10第2項、第10条の2第2項及び第19条第2項関係)

第3 細部事項(労働安全衛生規則関係)

1 法第78条第1項の「厚生労働省令で定める重大な労働災害」(第84条第1項関係)

(1) 第2号の「生じるおそれのあるもの」については、事業者が発生させた重大な労働災害についての再発防止対策を速やかに行う必要性に鑑み、労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害が生じたものとして労災認定がなされたもののほか、労働災害が発生した時点において、労働災害の負傷等の程度から、障害等級第1級から第7級までのいずれかに該当する障害を生じるおそれがあると判断されるものを含むものとしたものであること。

具体的には、事業者より提出のあった労働者

死傷病報告書又は災害調査の結果等において、障害等級第1級から第7級までの障害を生じるおそれのある労働災害に該当するか否かを判断するものであること。

(2) (1)において、労働災害が発生した時点において、その負傷等の程度から、障害を生じるおそれがあるか否かが判断できないものは、当該時点においては重大な労働災害には該当しないものであること。ただし、その後の労災認定において障害等級第7級以上であることが確定した場合には、重大な労働災害に該当するものであり、この場合、第84条第2項第1号の「重大な労働災害が発生させた日」とは、当該労災認定がなされた日ではなく、当該重大な労働災害が発生した日として取り扱うこと。

なお、例えば、重大な労働災害が遅発性の疾病である場合は、診断によって当該疾病にかかったことが確定した日を、当該負傷又は疾病が原因で死亡した場合には、負傷した日又は診断によって疾病にかかったことが確定した日を、それぞれ「重大な労働災害が発生させた日」とする。

(3) 本制度における「重大な労働災害」については、改正法の施行日以降に発生したものを対象とし、施行日以前に発生したものは対象とならないものであること。

2 法第78条第1項の「厚生労働省令で定める場合」(第84条第2項関係)

(1) 第1号の「当該重大な労働災害が発生した事業場以外の事業場」とは、重大な労働災害が発生させた企業(事業者)の事業場のうち、当該重大な労働災害が発生させた事業場以外の事業場を指すものであること。このため、同一事業場で重大な労働災害を繰り返し発生させた場合は含まないこと。

なお、同一事業場で重大な労働災害を繰り返し発生させた場合は、従前のとおり、法第79条に基づく都道府県労働局長による安全衛生改善計画の作成指示の対象事業場となり得るものであること。

また、ここでいう「事業場」は、建設現場につ

いては、現場事務所があつて、当該現場において労務管理が一体として行われている場合を除き、直近上位の機構をいうこと。

重大な労働災害を発生させた企業の合併や分社化があつた場合であっても、企業の安全衛生管理体制が継続され、重大な労働災害を発生させた事業場の事業も承継会社として継続している場合であつて、継承後も継承前と同様の重大な労働災害を繰り返し発生させている場合は、同一企業において発生した重大な労働災害として取り扱うものとする。

(2) 第1号の「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」とは、原則として、重大な労働災害の原因となつた起因物（小分類）と事故の型が同じである場合とすること。ただし、これを原則としつつも、改正法の趣旨が同一企業内における重大な労働災害の再発防止であることから、事業者が発生させた複数の事業場における重大な労働災害について、必要となる再発防止対策が同様であり、当該対策を企業内で水平展開することが、企業内の他の事業場における同様の災害防止に有効であるものについては、「当該重大な労働災害と再発を防止するための措置が同様である重大な労働災害」に該当するか否かについて、個別に判断するものとする。

(3) 第2号では、関係法令の規定に違反して発生させたものであることが要件とされているが、本制度が、重大な労働災害の再発を防止するため、当該企業における安全又は衛生の改善を図るものであることから、関係法令には労働安全衛生関係法令のほか、労働基準法及びこれに基づく命令の規定のうち、年少者等に対する危険有害業務に係る規定等の安全又は衛生に係るものについても含めるものであること。具体的には、次に掲げる規定の違反が対象となること。

- ・労働基準法第36条第1項ただし書及び労働基準法施行規則第18条
- ・労働基準法第62条並びに年少者労働基準規則第7条及び第8条
- ・労働基準法第63条

・労働基準法第64条の2及び女性労働基準規則第1条

・労働基準法第64条の3及び女性労働基準規則第2条及び第3条

(4) 第2号の「違反して発生させたものである場合」とは、重大な労働災害が本号で列記した関係法令の規定に違反して発生させたものである場合をいうこと。よつて、労働災害が発生した事業場で確認された、重大な労働災害の発生とは関連しない法令違反は含まれないこと。また、例えば、法第28条の2に基づく危険性又は有害性等の調査等の措置のような事業者の努力義務の措置が定められている規定は、含まないものであること。

(5) 法では、基本的に事業者の労働災害防止のための措置義務が規定されているが、法第31条の規定など、一部、関係請負人の労働者を含めた労働災害防止の措置として、元方事業者等に措置義務を定めた規定がある。例えば、関係請負人の事業者が実施すべきとされておらず、元方事業者等が自ら実施すべき措置に係る関係法令の違反が原因となつて重大な労働災害が発生したときには、被災者が、自らの使用する労働者ではなく関係請負人の労働者であつた場合でも、当該元方事業者等が再発防止のための措置を講ずべきものであることから、当該元方事業者等により発生させた重大な労働災害として取り扱うものであること。

(6) 本制度の趣旨は、同様の重大な労働災害の再発を防止するため、必要な対策を企業（事業者）の関係事業場に水平展開することにあるため、例えば、特別安全衛生改善計画の作成対象であることが当該重大な労働災害の発生日から一定の時間を経過後に判明した企業について、その計画の作成指示を行う段階において、既に企業の全社的な再発防止対策が実施されていることが確認された場合又は再発防止対策の対象となる作業が全て廃止されている場合などについては、当該計画の作成の指示は行わないものであること。

3 特別安全衛生改善計画指示書（第84条第3

項関係)

特別安全衛生改善計画作成指示書(様式第19号)に記載する計画の提出期限については、事業者が発生させた重大な労働災害の態様、必要となる計画の範囲等を勘案し、厚生労働大臣が個別に設定するものであること。

4 特別安全衛生改善計画の記載事項(第84条第4項関係)

- (1) 特別安全衛生改善計画の提出は、当該事業者の本社事業場を管轄する都道府県労働局労働基準部健康安全主務課を経由して厚生労働大臣に提出されるものであること。
- (2) 第2号の「計画の対象とする事業場」とは、重大な労働災害が発生した事業場と同様の作業が存在する等、同様の労働災害が発生する可能性のある全ての事業場であること。

5 特別安全衛生改善計画の変更の指示等(第84条の2関係)

- (1) 第1項の特別安全衛生改善計画の変更の指示を行う場合としては、当該計画が発生させた重大な労働災害の原因に対応した対策の内容になっていないとき、当該計画の対象が重大な労働災害の発生した事業場のみに止まっており、他の関連する事業場で同様の労働災害の発生を防止するものになっていないときが含まれること。
- (2) 特別安全衛生改善計画変更指示書(様式第19号の2)に記載する当該計画の提出期限については、3と同様であること。

6 勧告・公表(法第78条第5項及び第6項関係)

勧告・公表の手続きについては、改正法に規定されたところであるが、詳細は次のとおりであること。

- (1) 法第78条第5項の厚生労働大臣による勧告は、3の特別安全衛生改善計画作成指示書又は5の特別安全衛生改善計画変更指示書による指示を受けたにもかかわらず計画を提出しない場合や特別安全衛生改善計画を守っていないと認められる場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認められるときに対象となるものであること。

- (2) (1)の勧告において示された必要な措置をとることに着手しない場合は、法第78条第6項の公表の対象となること。

- (3) 法第78条第6項に規定する公表については、企業の名称及び本社事業場の所在地、発生させた重大な労働災害の概要、公表するに至った事由について行うものであること。

7 その他

本制度における「重大な労働災害」については、1のとおりであるが、従来より一度に3名以上が被災する労働災害を「重大災害」と定義していたものとは異なるものであることに注意すること。

第4 その他

I その他関係省令の改正(改正省令第3条から第6条まで関係)

産業安全専門官及び労働衛生専門官規程(昭和47年労働省令第46号)及び作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)について、所要の改正を行ったこと。

II 様式に関する経過措置(改正省令附則第3項関係)

改正前の規則第84条の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに第95条の3及び第95条の3の2の規定による証票並びに改正前の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第5条の規定による証票は、当分の間、それぞれ、改正後の規則第84条の3の規定による安全衛生改善計画作成指示書並びに第95条の3及び第95条の3の2の規定による証票並びに改正後の産業安全専門官及び労働衛生専門官規程第5条の規定による証票とみなすものとしたこと。



※厚生労働省ホームページ

「職場における受動喫煙防止対策について」

報告書等／関係通達等／各種支援事業／パンフレット／統計など／関連リンク

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

基安発0515第1号
平成27年5月15日

都道府県労働局長殿
厚生労働省労働基準局安全衛生部長

労働安全衛生法の一部を改正 する法律に基づく職場の受動 喫煙防止対策の実施について

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）が平成26年6月25日に公布され、職場の受動喫煙防止対策に係る規定は、平成27年6月1日から施行されることとなっている。

その改正の趣旨、内容等については、平成26年6月25日付け基発0625第4号「労働安全衛生法の一部を改正する法律について」及び平成27年5月15日付け基発第0515第1号「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）」により示しているところであるが、改正法の規定に基づき、各事業場が効果的に受動喫煙防止対策に取り組むために参考となると考えられる事項を、別添のとおり取りまとめたので、これを了知するとともに、その内容について事業者に対する周知に努め、事業場における受動喫煙防止対策の実施に努められたい。

なお、本通達をもって、平成17年6月1日付け基安発第0601001号「『職場における喫煙対策のためのガイドライン』に基づく対策の推進について」は廃止する。

（別添）

1 経営幹部、管理者及び労働者の役割・意識

職場における受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、企業において、組織的に実施することが重要であり、当該企業の経営首脳である者（以下「経営幹部」という。）、管理職である者（以

下「管理者」という。）及び労働者が下記の役割を果たしつつ、協力して取り組むことが効果的である。

(1) 経営幹部

経営幹部が示す当該企業における受動喫煙防止対策に関する基本方針と姿勢は、職場における受動喫煙防止対策に大きな影響を与えと考えられる。

このため、経営幹部は、適切な受動喫煙防止対策が、労働者の健康の保持増進に資するものであることを認識するとともに、改正法の趣旨や受動喫煙防止対策の意義について管理者及び労働者に認識させるよう努めることが重要である。

また、経営幹部は、衛生委員会、安全衛生委員会等（以下「衛生委員会等」という。）の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、事業者及び事業場の実情を把握した上で、各々の事業場における適切な措置を決定するよう努めることが望ましい。

(2) 管理者

管理者は経営幹部の基本方針、受動喫煙防止対策の意義、改正法の趣旨等を理解し、当該内容等を踏まえ、労働者に対して、適切な措置に従った取組等を行うよう周知啓発したり、事業場における措置に従っていない者に対して適切に指導したりするなど、対策の推進のために積極的に取り組むことが期待される。

(3) 労働者

職場の受動喫煙防止対策の推進のためには、当該事業場に従事する労働者の意識、行動等が特に重要であるため、経営幹部が決定した措置や基本方針を理解しつつ、労働者は衛生委員会等の代表者を通じる等により、必要な対策について積極的に意見を述べるようにすることが期待される。

また、労働組合は、経営幹部に対する対策の推進の働きかけ、労働者の要望等の集約、対策に関する周知・教育の勧奨等を行うことにより、事業者が行う対策が円滑に推進されるよう必要な支援を行う役割が期待される。

2 妊婦、未成年等への配慮

妊娠している労働者、呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者及び未成年者である労働者については、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念があることから、事業者及び労働者は、これらの者への受動喫煙を防止するため格別の配慮を行うこと。

3 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

職場における受動喫煙防止対策の実施にあたり、事業者及び事業場の実情に応じて、次のような取組を行い、組織的に進めることが効果的である。

(1) 推進計画の策定

事業者は、当該事業者及び事業場の実情を把握したうえで、受動喫煙防止対策を推進するための計画（中長期的なものを含む。）を策定することが効果的である。この場合、安全衛生に係る計画、衛生教育の実施計画、健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画等に、職場の受動喫煙防止対策に係る項目を盛り込むことも考えられる。

当該計画に含める内容の例として、受動喫煙防止対策に関し将来達成する目標と達成時期、当該目標達成のために講じる措置や活動等が考えられる。

なお、当該計画の策定の際は、経営幹部の指導の下に、労働者の積極的な協力を得て、衛生委員会等で十分に検討することが望ましい。

(2) 受動喫煙防止対策の担当部署等の指定

事業者は、企業全体又は事業場の規模に応じて、受動喫煙防止対策の担当部署やその担当者を指定し、受動喫煙防止対策に係る相談対応等を実施させるとともに、各事業場における受動喫煙防止対策の状況について定期的に把握、分析、評価等を行い、問題がある職場について改善のための指導を行わせるなど、受動喫煙防止対策全般についての事務を所掌させることが効果的である。

また、評価結果等については、経営幹部や衛生委員会等に適宜報告し、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の決定に資するようにすることが望まれる。

4 受動喫煙の防止のための措置

(1) 施設・設備（ハード面の対策）

事業者は、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析した結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的な措置を講ずるよう努めること。

なお、上記の分析の結果、講じる措置として、屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）又は喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気の実施を選択した場合の、当該措置を効果的に実施するために参考となる事項について、別紙1「受動喫煙の防止のための措置を講じる際の効果的な手法等の例」に示しているので、事業者及び事業場の実情に鑑み、適宜参照すること。

(2) 職場の空気環境

たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するため、別紙2「受動喫煙防止措置の効果を確認するための測定方法の例」を参考としながら、定期的に職場の空気環境の測定を行い、適切な職場の空気環境を維持するよう努めること。

(3) その他

① 受動喫煙に関する教育等

事業者は、管理者や労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、受動喫煙の防止のために講じた措置の内容、改正法の趣旨等に関する教育や相談対応を行うことで、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚を図ること。

② 情報の収集、提供等

各事業場における受動喫煙防止対策の担当部署等は、他の事業場の対策の事例、受動喫煙による健康への影響等に関する調査研究等の情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に適宜提供すること。また、これらの情報の収集のため、行政が実施する説明会等に積極的に参加することや、効果のあった対策の事例等の情報を積極的に外部に公表することも望まれる。

5 健康増進法との関係

労働安全衛生法の適用を受ける事業場が、多数の者が利用する空間を兼ねている場合は、施設

受動喫煙防止措置努力義務化

管理者が施設を利用する者の受動喫煙防止対策に努めなければならないことを規定する健康増進法（平成14年法律第103号）の適用を受けることとなるので、留意すること。

（別紙1）

職場において受動喫煙防止措置を講じる際の効果的な手法等の例

以下に示す内容は、事業者及び事業場の実情を把握・分析した結果、労働者の受動喫煙の防止のために講じる措置として屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）及び喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気の実施（以下「換気措置」という。）を選択した際に、これらの措置をより効果的に講ずる上での参考情報として位置付けるものであり、事業者及び事業場の実態に鑑みて、各々の事業場で実施可能な受動喫煙防止対策に取り組んでいくことが望ましい。特に、講ずる措置の決定の際は、建築基準法、消防法等の他法令の遵守にも十分留意すること。

1 屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）、喫煙室の設置（空間分煙）及び換気措置に共通する事項（表示・掲示に関する事項）

喫煙可能区域（屋外喫煙所や喫煙室を含む。以下同じ。）を設定した場合には、当該区域の出入口において、以下の事項について表示することが効果的である。

- ・ 喫煙可能区域である旨
- ・ 同時に喫煙可能な人数の目安（設定した場合）
- ・ 適切な使用方法

また、喫煙可能区域の場所について、事業場内に掲示し、労働者や来訪者、顧客等に周知することが効果的である。

2 屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）に関する事項

屋外喫煙所については、屋根のみの構造や、屋根と一部の囲いのみの構造等の「開放系」と、屋

根と壁で完全に囲われ、室内の空気を屋外に排気する装置（以下「屋外排気装置」という。）等で喫煙所内の環境が管理されている「閉鎖系」（喫煙所の出入口が屋内の非喫煙区域に面していない点が、後述する3の喫煙室とは異なる。）に大別される。

開放系は、喫煙所内のたばこ煙が外気の気流により速やかに減衰するメリットがある反面、気流の影響によりたばこ煙の制御が難しく、屋外喫煙所の外にたばこ煙が漏れるおそれもあるため、設置場所等について十分な検討が必要と考えられる。

一方、閉鎖系は、気流の影響は少なく、たばこ煙が屋外喫煙所の外に流出することを制御することは可能だが、設置費用、屋外喫煙所内のたばこ煙の濃度の上昇、建築基準法等の他法令との関係等について留意が必要と考えられる。

（1）屋外喫煙所の設置場所

① 事業場の建物の出入口、人の往来区域等からの距離

i 開放系の場合

たばこ煙が事業場の建物（以下単に「建物」という。）の内部に流入すること等により、労働者が受動喫煙することを可能な限り避けるためには、建物の出入口や窓（以下「建物出入口等」という。）、人の往来が多い区域（例：通路や非喫煙者も使う休憩場所）から可能な限り離して設置すると効果的である。

また、建物の構造等により、比較的風向きが安定している場所があれば、当該場所のうち直近の建物出入口等から見て風下側へ設置することが考えられる。

ii 閉鎖系の場合

たばこ煙が建物内に流入することを防ぐためには、屋外喫煙所の排気口から排出された空気の流れや、屋外喫煙所の出入口からのたばこ煙の漏れいにも留意しつつ、設置場所を検討することが必要である。

② 設置する際に注意が必要な場所

通気が悪い場所に設置する場合には、たばこ煙の滞留に注意すること。

開放系については、建物の軒下や壁際に設置

図1：天井部分の傾斜について

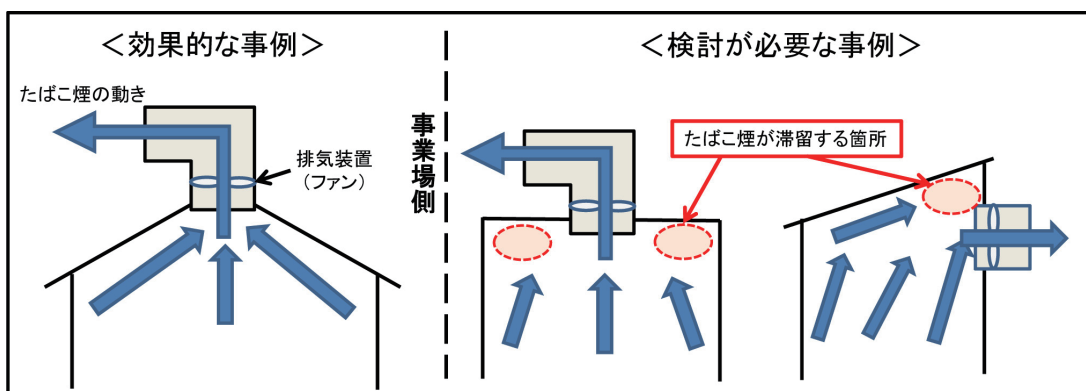
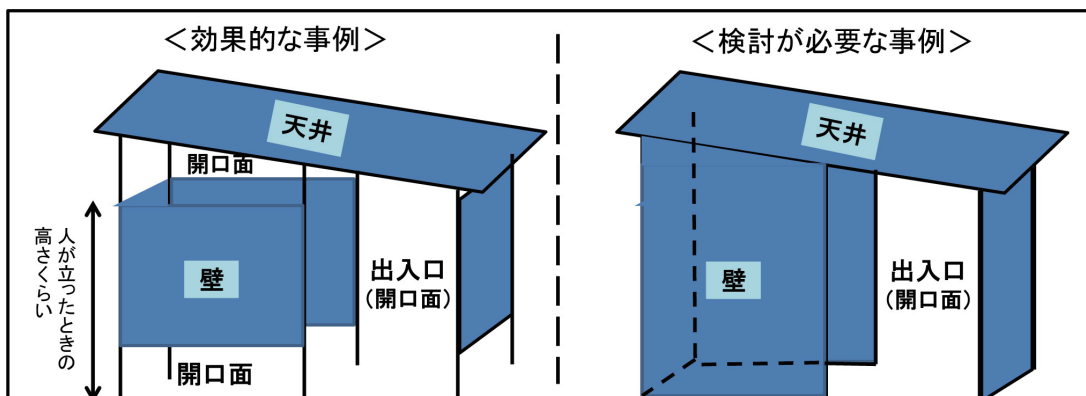


図2：壁の上部と下部に開口面を作った事例



する場合、屋根や壁をつたって建物内にたばこ煙が流入する可能性を十分に考慮するとともに、建物出入口等の付近に設置する場合には、たばこ煙の建物出入口等から建物内への流入に注意すること。

(2) 屋外喫煙所の施設構造

① 外から内部が見えること

屋外喫煙所内部の状況が外部から見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられる。

② 天井（屋根）、壁の構造及び屋外排気装置

たばこ煙を速やかに屋外喫煙所の外に排出するためには、たばこ煙が内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないようにすることが効果的であり、例えば以下のような構造が考えられ

る。

- ・ 図1の＜効果的な事例＞で示すように、天井部分に傾斜をつけ天井の頂点部分に屋外排気装置を設置し、たばこ煙を建物とは反対側に逃がすような構造（開放系、閉鎖系共通）
- ・ 屋外喫煙所に壁を設置する場合、図2の＜効果的な事例＞で示すように、対面する壁の上部（立位での呼吸域よりも高い位置）に十分な開口面（隙間）を設け、気流が通り抜けやすい構造にすると、喫煙所内上部のたばこ煙の滞留を防ぎつつ、屋外喫煙所の近くを往来する者の受動喫煙を低減する効果もあると考えられる（開放系）。
- ・ 屋外喫煙所内のたばこ煙の濃度が上昇しすぎないよう屋外排気装置で適切に換気するととも

に、排出したたばこ煙が建物出入口等から建物内に流入しないような構造(閉鎖系)

③ 喫煙室の考え方の準用(閉鎖系)

閉鎖系の屋外喫煙所の施設構造は、喫煙室と類似しているところがあるため、3の(2)の①、⑧、⑨及び⑩に係る記載の内容を準用する。この場合、「喫煙室」とあるのは「屋外喫煙所」と、「喫煙室の屋内側に面した壁」とあるのは「屋外喫煙所の壁」と読み替える。

(3) 屋外喫煙所の使用方法の周知

屋外喫煙所を効果的に使用するためには、以下の事項を利用者に周知することが考えられる。

- ・同時に喫煙可能な人数の目安を設定している場合、それを遵守すること
- ・屋外喫煙所(喫煙可能区域)外で喫煙しないこと
- ・喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと
- ・喫煙所の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと

3 喫煙室の設置(空間分煙)に関する事項

喫煙室については、喫煙室内のたばこ煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から非喫煙区域にたばこ煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要がある。なお、本項で示す喫煙室は、以下の全ての要件に該当するものを想定している。

- ・出入口と給気口以外には非喫煙区域に対する開口面(隙間)が極めて少ない、専ら喫煙のために利用されることを目的とする室であること
- ・たばこの煙が拡散する前に可能な限り吸引し、屋外に排出できる、屋外排気装置が設置されていること
- ・喫煙室からのたばこ煙の漏えいを防止するため、屋外排気装置等の機器を稼働した状態において、出入口から喫煙室内に向かうスムーズな気流を確保していること

(1) 喫煙室の設置場所

喫煙室からたばこ煙が漏えいする可能性を考慮するとすれば、就業する場所や人の往来が多い区域から適当な距離をとることが効果的である。

設置場所として事務室、食堂、非喫煙者も利用する休憩所等の中を選択する場合は、喫煙室からのたばこ煙の漏えいの防止に特別の配慮が必要と考えられる。

また、中央管理方式の空気調和設備を採用している建物にあつては、当該設備の吸気口がある区域に喫煙室を設置すると、当該設備を通じて建物全体にたばこ煙が拡散する可能性が高いため、これを避けること。

(2) 喫煙室の施設構造

① 壁の素材

喫煙によりタバコのヤニ等が壁に付着するため、清掃が容易な素材とすると喫煙室の維持管理がしやすい。

また、屋内側に面した壁に窓等を設置し、喫煙室内部の状況が見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられる。

② 喫煙室内の備品類

備品を設置する場合は必要最低限とし、出入口から喫煙室内への気流を妨げないような構造や配置とすることが効果的である。

③ 喫煙室の扉・給気口(ガラリ)

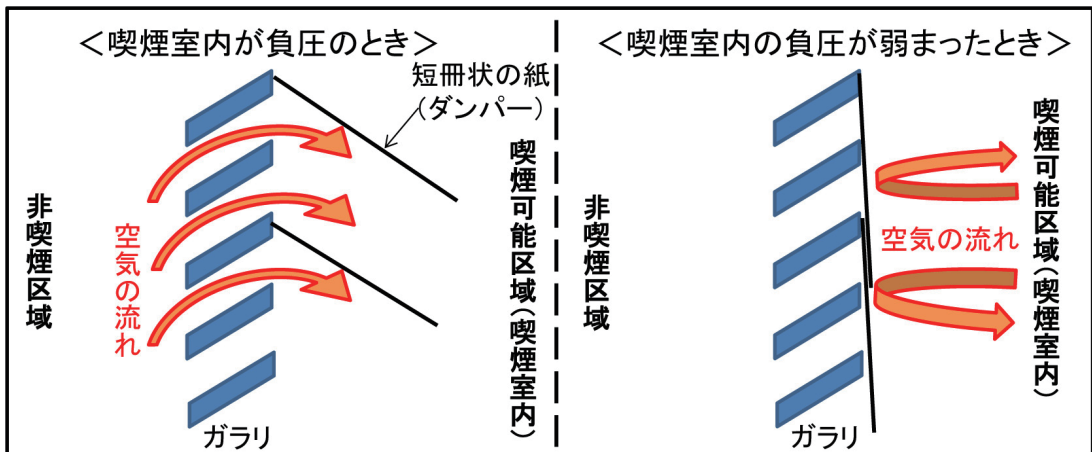
喫煙中の喫煙室の扉の状態として、扉を常時開放しておく方法と、扉を閉鎖して人が出入りする時のみ開放する方法がある。両手法の利点や留意すべき事項は以下のとおり。

なお、前述のとおり、いずれの手法についても、喫煙室内の屋外排気装置等の機器を稼働させた状態において、扉を開放した際の開口面において喫煙室内に向かう気流が確保されていることが前提となる。この気流が0.2m/s以上であれば、通常は、喫煙室からのたばこ煙の漏えいはないものと考えられる。

i 両手法の共通事項

- ・喫煙室の出入口付近に短冊状の紙や吹き流しを設置しておく、喫煙室の出入口において内部に向かう気流が発生していることを常時目視で確認することができるという利点がある。
- ・空気調和設備(エアコン)の機能のうち、冷暖房を稼働させた時は、温度差により空気の流れが

図3：ガラリ部分に短冊状の紙等をダンパー代わりに設置する例



※ 喫煙室内の負圧が弱まると、ガラリ等の開口面から喫煙室内の空気（たばこ煙）が漏れ出すおそれがあるが、ダンパーがあると開口面を塞ぐため、たばこ煙の非喫煙区域への漏えいを低減することができる。

変わり、喫煙室の出入口における気流が変化するおそれがあるので、注意が必要である。

ii 喫煙中、常時扉を開放して使用する場合

- ・ 喫煙室の出入口から喫煙室内に向かうスムーズな気流により、特別な設備を設置しなくても、屋外換気に必要な十分な給気（メイクアップエア）を効率的に確保できるという利点がある。また、喫煙室内に空気調和設備を設置しなくても、喫煙室外から間接的に温度等の空気環境を管理できると考えられる。
- ・ 喫煙室使用後は、室内のたばこ煙を排出するため一定時間屋外排気装置を稼働させた後、屋外排気装置を止めて扉を閉めるとエネルギー損失が少ないと考えられる。この際、人感センサーや時差式のスイッチを実情に応じて導入するとさらに効果的である。
- ・ 出入口においてたばこ煙を防ぐ物理的な障壁がなく、気流でたばこ煙の漏れを防止しているため、iで示す冷暖房の稼働時の空気の流れの変化に、特に注意する必要がある。

iii 喫煙中は扉を閉鎖して使用し、人が出入りする時のみ扉を開放する場合

- ・ 喫煙室の扉により、物理的にたばこ煙の漏えいを防止できると考えられる。扉の開閉に伴うたばこ煙の漏えいは、引き戸にすると、ある程度緩和

できる。

- ・ 喫煙室内への十分な給気を確保できるだけの給気口（ガラリ）を扉や扉の開放時に遮られる側壁等に設置すること。この場合、給気口（ガラリ）における吹き込み風速が大きくなると、喫煙室内部の気流を乱す原因となったり、騒音の原因となったりすることがあるため、留意すること。
- また、図3のように、ガラリ部分に短冊状の紙等をダンパー代わりに設置しておくと、喫煙室内の圧力変化によるガラリ部分からのたばこ煙の漏えいを緩和することが可能である。
- ・ 注意すべき事項として、給気が不十分だと排気量が低下するおそれがあること、喫煙室内にたばこ煙が滞留しやすくなることが考えられる。

④ 出入口におけるのれん等の設置

喫煙室の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めると、より少ない換気量で一定以上の気流を確保することができる。ただし、開口面積を狭めすぎると、喫煙室内に吹き込む風速が速くなり、喫煙室内の気流の乱れにつながることに注意が必要である。

⑤ エアカーテンの活用

喫煙室の扉を開放して使用する場合等は、出入口にエアカーテン（天井等に取り付けたユニットから床に向かって空気を吹き出し、冷暖房、煙、埃等の

受動喫煙防止措置努力義務化

遮断を目的とした送風機器をいう。)を設置して開口部を狭め、たばこ煙の漏えいを防止する対策も考えられる。

なお、エアカーテンは周りの空気を引き込む性質等があるため、下記に留意して設置すると効果的であると考えられる。

- ・エアカーテンの吹出し部分は喫煙室側に設置すること
- ・エアカーテンから吹き出す空気は床面まで到達しないような適切な強さとすること。なお、吹出し空気が弱すぎても十分な効果を発揮しないことにも留意すること。

⑥ 空気調和設備(エアコン)

喫煙室内に空気調和設備(エアコン)を設置すると、喫煙室内の気流の乱れや屋外排気により空気調和設備で生み出した冷暖房のエネルギーの損失を生じるおそれがあると考えられる。空気調和設備を使用する場合は、吹出し口の近傍に遮蔽板を設置するなど、空気調和設備から吹き出した空気が喫煙室の出入口における気流に影響を与えないよう十分配慮することが効果的である。

また、空気調和設備を使用しない場合は、喫煙室の扉を開放し、喫煙室外から間接的に喫煙室内の空気環境を管理することが考えられる。

⑦ 空気清浄装置

空気清浄装置は、たばこ煙の粒子成分を効率よく除去するが、ガス状成分は完全には除去できない。このため、屋外排気装置を設置せず、空気清浄装置の設置のみで受動喫煙防止対策を実施することは可能な限り避けることが望ましい。

屋外排気装置により、喫煙室の出入口における気流0.2m/s以上を確保しても、喫煙室内の浮遊粉じん濃度が0.15mg/m³を超えてしまう場合、当該濃度を低減させるために補助的に空気清浄装置を活用する対策も考えられる。

空気清浄装置の設置を検討する場合は、空気清浄装置の排気による喫煙室内の気流の乱れや空気清浄装置の設置及びメンテナンス等による費用などに十分留意しつつ、他の手法とも比較しつつ十分な検討を行うことが望ましい。

屋外排気装置と空気清浄装置を併用して効果を上げた事例として、空気清浄装置の排気方向を屋外排気装置の方向に集中させた例、天井埋込み型の空気清浄装置を活用した例、喫煙室の出入口における気流0.2m/s以上及び一酸化炭素濃度10ppm以下を満たす換気量を確保した上で、浮遊粉じん濃度を0.15mg/m³以下に低減するために空気清浄装置を活用し、冷暖房のエネルギー損失を抑えた例等がある。

⑧ 屋外排気

i 屋外排気装置

- ・屋外排気装置の例として、換気扇、天井扇、ラインファン、遠心ファン等がある。各装置の利点、考慮すべき事項を表1に示す。
- ・メーカーのカタログ等に記載されている換気扇の排気風量は、羽根のみで回した場合の値であり、実際はウェザーカバーの設置等により排気風量が低下するため、理論上の必要排気量よりも大きい性能の屋外排気装置が必要となる。

ii 喫煙室の形と屋外排気装置等の配置

表1 屋外排気装置の例

種類	利点	考慮すべき事項
換気扇	・設置が容易 ・安価	・一般に、得られる静圧*が低いため、屋外の風が強いと排気風量が低下(ウェザーカバーの設置が必須) ・羽根径が35cm以上になると、騒音が大きくなるため喫煙室には不向き
天井扇	・外気に接する壁がない場合も設置可能	・ダクトによる圧力損失で排気風量が低下するため、静圧・風量曲線図により排気風量を計算する必要がある
ラインファン 遠心ファン	・高静圧の製品であれば、圧力損失や外気の影響を受けにくい	・換気扇等と比較すると価格が高い

※ファンの送出する空気によって作りだされる流速に影響されないファン前後の差圧のこと。

- ・同じ床面積であれば喫煙室の形は長方形とし、出入口と屋外排気装置は短辺側に設けると、喫煙室内の効率的な換気が可能となる。この場合、たばこの煙が拡散する前に吸引し、屋外に排気する観点から、灰皿は屋外排気装置の近くに設置し、喫煙は屋外排気装置に近い場所で行うこととすることが効果的である。レイアウト例について、図4に示す。
- ・屋外排気装置で排気したたばこ煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう、排気する場所も含めて喫煙室の設置場所は配慮することが望ましい。
- ・例えば、ダクト等を用いて建物の上部から排出することが効果的な対策の一例として考えられるが、圧力損失、費用等の問題があるため、事業場の実情に合わせて設置場所を検討することが望ましい。
- ・扉を閉めて喫煙室を使用する場合、喫煙室の屋内側に面した壁に開口部を設け、十分な給気を確保することも重要だが、屋外排気装置との位置関係によっては、気流がショートカットし、たばこ煙が滞留する箇所が生じることがあるので注意すること。

図4：喫煙室のレイアウト例



iii その他

- ・局所排気の方法を活用することも、効率的なたばこ煙の排出の観点から有用と考えられる。その例として、キャノピーフードを活用した上部排気を行う方法があり、特に喫煙者が少ない場合（例：一人用の喫煙ボックス）等は効率的な排気が可能である。
- ・屋外排気装置の屋内側にハニカム構造（格子状の構造）の枠を設置すると、喫煙室内の気流が乱流ではなく整流になりやすいので、スムーズ

な気流の確保に効果的である。

- ・たばこ煙の臭いによる苦情が少なからずあることから、快適職場の観点も踏まえ、例えば排気の清浄化等、事業場が取りうる範囲で対策を行うことも適宜検討することが望ましい。

⑨ 機器のメンテナンス

屋外排気装置については、経年使用により性能が低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、概ね1年に1回程度の適切な頻度でメンテナンスを行うことが望ましい。

また、空気清浄装置については、フィルターの詰まりなどにより、集じん効率等の性能が急激に低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、適切な頻度でメンテナンスを行うことが望ましい。

⑩ 喫煙室の利用人数・面積

一般的に、一定時間内の喫煙可能な本数は時間あたりの屋外排気量に依存するため、喫煙室における屋外排気量から、同時に喫煙可能な人数の目安を設定することが可能だが、狭い喫煙室内に多くの人が入って喫煙すると喫煙室内の気流の妨げになるため、喫煙室の床面積や容積にも配慮が必要である。

なお、喫煙室の面積を過度に広くすると収容可能な人数も増えることとなり、それに伴い、時間あたりの必要排気量も増えることとなるので、喫煙室の設計等の際に十分に留意することが必要である。

⑪ その他

- ・たばこ煙の漏えい防止の対策として、喫煙室の出入口に前室を設置することも考えられる。この場合、前室においてもスムーズな気流が確保できるような構造とすることが効果的である。
- ・屋外排気装置にインバータを装着又は主となる屋外排気装置とは別の補助換気扇を喫煙室内に設置し、出入口に人感センサーを設置するなどにより、喫煙室からの人の入退出時に一時的に排気量を大きくするような措置を講ずることもたばこ煙の漏えいに効果的な対策の一例である。この場合、センサーが感知してから排気量が増加するまでの時間差（タイムラグ）について、注意が必要である。

(3) 喫煙室の使用方法的周知

喫煙室を効果的に使用するためには、以下の事項を利用者に周知することが考えられる。

- ・喫煙室内にたばこ煙が拡散するとたばこ煙の排出効率が悪くなるため、可能な限り屋外排気装置の近くで喫煙すること
- ・同時に喫煙可能な人数の目安を設定した場合、それを遵守すること
- ・喫煙室からの入退出時はたばこ煙が漏れいしやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること
- ・喫煙室内の気流が乱れるため、喫煙中は窓を開放しないこと
- ・喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと
- ・喫煙室の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと

4 喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気の実施(換気措置)に関する事項

顧客が喫煙できることをサービスに含めている宿泊業、飲食店等で屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)又は喫煙室の設置(空間分煙)が困難な場合については、喫煙可能区域を設定した上で当該区域において適切な換気を行うことが想定される。この場合の留意事項としては、以下のようなことが考えられる。

また、こうした措置を講じた区域においては、労働者は、少なからず、受動喫煙をすることになるため、当該区域における業務では、ローテーション制の導入等の配慮をするなどの受動喫煙の低減策を組み合わせることも検討すべきである。

(1) 喫煙可能区域の設定

- ・喫煙可能区域を設定する場合、屋外排気が容易な場所に設定すると効率がよい。
- ・中央管理方式の空調設備を採用している建物にあっては、当該設備の吸気口がある区域に喫煙可能区域を設定すると、当該設備を通じて建物全体にたばこ煙が拡散する可能性が高いため、これを避けること。

(2) 喫煙可能区域の施設構造

基本的な考え方は喫煙室の施設構造と同様であり、3(2)(ただし、③、⑥及び⑦を除く。)を準用する。この場合、「喫煙室」とあるのは「喫煙可能区

域」と読み替える。

喫煙室と異なった対策が必要な項目は以下のとおりである。なお、喫煙可能区域と非喫煙区域の間はパーティション、壁等で仕切られていることを想定している。

① 喫煙可能区域と非喫煙区域の仕切り

喫煙室と同様、壁等で完全に仕切ることが、非喫煙区域における受動喫煙防止の観点から最も効果的だが、やむをえずパーティション等で仕切ることにより一定の開口面が生じる場合は、たばこ煙は熱を持っている間は上昇する性質があるため、開口面を天井部ではなく、床に近い部分に設けると非喫煙区域へのたばこ煙の漏れい防止の観点から効果的である。

また、壁やパーティションの設置、移動等の検討にあたっては、消防法等の他法令との関係等について留意が必要と考えられる。

② 喫煙可能区域と非喫煙区域の境界の扉(以下「境界の扉」という。）・給気口(ガラリ)

本項目は、喫煙可能区域と非喫煙区域が壁で区切られている場合を想定している。

- ・屋外排気により、境界の扉を完全に開放した際に生じる主たる開口面における気流が 0.2m/s 以上確保されている場合、境界の扉は開放しておいても大きな問題はないと考えられる。
- ・境界の扉を閉めて喫煙可能区域を使用する場合、屋外排気に必要な給気を十分に確保できるだけの給気口(ガラリ)を当該扉自体や当該扉の開放時に遮られる側壁等に設置すること。この場合、給気口(ガラリ)における吹き込み風速が大きくなると、内部の気流を乱す原因となったり、騒音の原因となったりすることがあるため、留意すること。
- ・境界の扉は引き戸又は非喫煙区域側への引開きの扉にすると、扉の開閉によるたばこ煙の漏れいのある程度緩和できる。

③ 空調設備(エアコン)

喫煙可能区域外から間接的に温度等の空気環境を管理する方法も効果的だが、空調設備を喫煙可能区域に設置する場合は、その吹き出した空気により、非喫煙区域にたばこ煙が押し出され

ることがないよう、設置場所や遮蔽板等の活用による空気の吹き出し方向の管理について十分留意すること。

④ 空気清浄装置

- ・ 空気清浄装置は、たばこ煙の粒子成分を効率よく除去するが、ガス状成分は完全には除去できないという問題があるため、屋外排気装置を設置せず、空気清浄装置の設置のみで受動喫煙防止対策を実施することは可能な限り避けることが望ましい。
- ・ 換気措置のみでは喫煙可能区域で従事する労働者の受動喫煙を完全に防止することは困難なため、補助的な機器として空気清浄装置の設置が考えられる。この場合でも定期的なメンテナンスや空気の吹き出し方向に留意すること。
- ・ 効果的な活用例については、3(2)⑦を参照すること。

(別紙2)

受動喫煙防止措置の効果を確認するための 測定方法の例

労働者の受動喫煙の防止のために講じる措置として、屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)、喫煙室の設置(空間分煙)及び喫煙可能区域を設定した上で当該区域における適切な換気(以下「換気措置」という。)を実施している場合の措置の効果を確認するための標準的な測定方法の一例を以下に示す。

なお、喫煙者がいる条件で測定を実施することもあるため、測定者の受動喫煙防止対策についても十分配慮すること。

1 屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)、喫煙室の設置(空間分煙)及び換気措置に共通する事項

(1) 測定頻度

- ① 受動喫煙防止対策を変更した場合(新規で講じる場合を含む。)、速やかに測定を実施すること。
- ② 受動喫煙防止対策の効果を検証するため、

四季による気温の変化や空気調和設備の稼働状況を考慮して、概ね3月以内ごとに1回以上、定期的に測定日を設けて測定を実施すること。

なお、測定の結果、良好な状態が1年以上継続し、かつ、当該区域のたばこ煙濃度に大きな影響を与える事象(自然現象含む。)がない場合、衛生委員会等の適当な場で検討を行い、測定頻度を1年以内に1回までの範囲で減らしても差し支えない。さらに、一酸化炭素濃度については、良好な状態が1年以上継続し、かつ、浮遊粉じん濃度との相関が確認された場合は、測定を省略することができる。

- ③ その他、労働者や施設の利用者から希望があった場合など、必要があれば随時測定を行うこと。

(2) 測定機器

① 喫煙可能区域(喫煙室)内に向かう気流

JIST8202に準拠した一般用風速計を用いることが望ましい。なお、風速計のプロープには指向性があるため、測定時はプロープの向きに留意すること。

② 浮遊粉じん濃度

使用頻度等を鑑みて適切に較正された相対濃度計(デジタル粉じん計)又はこれと同等以上の性能を有する機器を用いること。

なお、相対濃度計を用いた場合は、表1で示す質量濃度変換係数を用いて濃度に換算すること。

③ 一酸化炭素濃度

検知管又はこれと同等以上の性能を有する機器(例:エレクトロケミカルセンサーを用いたもの、定電位電解法によるもの)を用いること。

(3) 記録

測定結果は別添参考の記録用紙を参考として記録し、作業環境測定に準じ3年間保存すること。

2 屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)の効果の確認方法

(1) 屋外喫煙所の直近の建物出入口等における浮遊粉じん濃度

屋外喫煙所における喫煙によって、屋外喫煙所の直近の建物出入口等(以下この項において「建

受動喫煙防止措置努力義務化

表1 主な相対濃度計(デジタル粉じん計)の
質量濃度変換係数

機器の型名	質量濃度変換係数	
P-3*	1.3×10^{-2}	[mg/m ³ /cpm]
P-5L*	1.2×10^{-2}	[同上]
P-5H*	1.3×10^{-3}	[同上]
PCD-1*	1.3×10^{-3}	[同上]
LD-1L*	8.0×10^{-3}	[同上]
LD-1H*	8.0×10^{-4}	[同上]
LD-3K*	5.3×10^{-4}	[同上]
LD-3K2	5.2×10^{-4}	[同上]
LD-3K2T	5.2×10^{-4}	[同上]
LD-5	5.2×10^{-4}	[同上]
LD-6N	9.6×10^{-4}	[同上]
3411*	1.2×10^{-2}	[同上]
3423*	1.1×10^{-3}	[同上]
3442	6.4×10^{-4}	[同上]
3511*	1.2	

※ 製造者から提供された情報によると、平成26年12月時点で販売又はサポートを終了している製品

物出入口等」という。)における浮遊粉じん濃度が増加しないことが、効果を確認する一つの目安として考えられる。

(2) 測定方法

① 測定地点(場所)

建物出入口等から屋内側に1m入った地点(床上約1.2～1.5mまでの一定の高さ)を目安とすること。

② 測定条件

まず、屋外喫煙所に喫煙者がいない状態にしたうえで屋外喫煙所を使用する条件で各装置を稼働させ、測定地点に扉や窓がある場合はその扉や窓を開放した数分後に浮遊粉じん濃度の測定を1分間隔で行い、測定値(バックグラウンド値)が安定していることを確認する。その後、喫煙者が最も多いと思われる条件で本測定を行うこと。

本測定は喫煙を開始した時点を始点とし、測定時間は喫煙を開始してから5分後までを目安とし、測定間隔は1分を目安とすること。なお、事業場で

特段考慮すべき事項があれば、測定時間は適宜延長すること。

(3) その他

閉鎖系の屋外喫煙所の内部の空気環境の考え方は、基本的に喫煙室と同様であり、3の「浮遊粉じん濃度」及び「一酸化炭素濃度」に係る記載の内容を準用すること。この場合、「喫煙室」とあるのは「屋外喫煙所」と読み替える。

3 喫煙室設置の効果の確認方法

(1) 喫煙室内に向かう気流、浮遊粉じん濃度及び一酸化炭素濃度喫煙室及び非喫煙区域(気流については、喫煙室と非喫煙区域の境界。)において、以下を満たさない場合は、開口面の工夫、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・ 喫煙室内に向かう気流：全ての測定点で0.2m/s以上
- ・ 浮遊粉じん濃度：測定点全体の算術平均が0.15mg/m³以下
- ・ 一酸化炭素濃度：測定点全体の算術平均が10ppm以下

(2) 測定方法

① 測定点(場所)

ア 喫煙室内に向かう気流

喫煙室と非喫煙区域の境界の主たる開口面において、扉等を完全に開放して測定すること。測定点は開口面中央の上部、中央部及び下部の3点とすること。

イ 浮遊粉じん濃度及び一酸化炭素濃度

測定点は、著しく狭い場合を除き、3mから5mの等間隔で引いた縦の線と横の線との交点で設定した数とするなど偏りがないように努めること。

喫煙室が著しく狭い場合であっても、測定点を5点以上とるよう努めること(同一場所で複数回測定することも差し支えない。この場合、1回の測定を1測定点での測定とみなすこと。)

一測定点における測定は床上約1.2～1.5mまでの一定の高さで行うこと。

② 測定条件

測定を行う際は、喫煙室を使用する状態で各装置を稼働させ、喫煙者が最も多いと思われる時点で測定するよう努めること。

ア 喫煙室内に向かう気流

測定時にスモークテスターや線香で風向きを確認することが望ましい。

また、一測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

なお、扉を閉めて喫煙室を使用する場合であっても、気流の測定の際は、喫煙室の出入口の扉を開放すること。

イ 浮遊粉じん濃度

一測定点における測定時間の長さは「10分/測定点の数」以上とすることが望ましい（例：測定点を5点とした場合、一測定点あたりの測定時間の長さは2分以上）。各測定点における測定時間の長さは同一とすること。

なお、1台の粉じん計を用いて全測定点を測定する場合、各測定点を順番に測定すること。

ウ 一酸化炭素濃度

一測定点当たりの測定は複数回行うことが望ましい。

4 換気措置の効果の確認方法

(1) 浮遊粉じん濃度、必要換気量及び一酸化炭素濃度

以下を満たさない場合は、屋外排気装置の改善等を検討する必要がある。

- ・ 浮遊粉じん濃度：測定点全体の算術平均が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下又は必要換気量： $70.3 \times n$ （喫煙可能区域の席数） m^3/h 以上
- ・ 一酸化炭素濃度：測定点全体の算術平均が 10ppm 以下

(2) 測定方法

基本的な考え方は喫煙室と同様であり、3(2)の「浮遊粉じん濃度」及び「一酸化炭素濃度」の項を準用する。この場合、「喫煙室」とあるのは「喫煙可能区域」と読み替える。

（別添参考）

職場における受動喫煙防止措置の効果の確認のための測定結果記録用紙(例)〔省略〕

基発0413第1号
平成27年4月13日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

「受動喫煙防止対策助成金の 支給の実施について」の一部 改正について

受動喫煙防止対策助成金については、平成23年9月16日付け厚生労働省発基安0916第1号「受動喫煙防止対策助成金の支給について」及び同日付け基発0916第6号「受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について」（以下「支給実施通達」という。）において指示していたところであるが、平成26年6月25日付けで労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）が公布され、事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする事とされ、同時に、国が必要な援助に努めることとされ、今後、同法の施行に向けて対策の一層の充実が求められているところである。このため、対策に取り組む事業者をより効果的に支援する観点から、交付対象に一定の要件を満たす屋外喫煙所の設置等を追加する等の見直しを行うため、支給実施通達の別添を別紙のとおり改正したので、了知の上、引き続きそ実施に遺漏なきを期されたい。

（別紙）

受動喫煙防止対策助成金交付要領

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第3号に掲げる社会復帰促進等事業として実施する受動喫煙防止対策助成金（以下「助成金」という。）の交付については、受動喫煙防止対策助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

第1 趣旨

職場における受動喫煙防止対策については、平成4年より、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく快適職場形成の一環として対策を推進してきたところであるが、平成22年12月の労働政策審議会建議において、「一般の事務所・工場等では、全面禁煙又は空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当。また、飲食店、ホテル・旅館等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の対策が適当だが、顧客の喫煙によりそれが困難な場合には、当分の間、換気等の措置を取ることが適当。」といった今後の対策の方向性が示され、対策の一層の充実が求められているところである。

そこで、労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じる事業者を支援し、もって職場における受動喫煙防止対策の推進に資するため、受動喫煙防止対策助成金を交付する。

第2 交付対象事業主

本助成金は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する中小企業事業主に対して交付するものとする。

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する中小企業事業主であること。ただし、第4の2の③の措置を講ずる場合にあっては、措置を講じる事業場が労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店の事業を営んでいる中小企業事業主であること。

ア 製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下イからエまでに掲げる業種を除く。）については、その常時雇用する労働者が300人以下又はその資本金の規模が3億円以下

イ 卸売業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が1億円以下

ウ 小売業については、その常時雇用する労働者の数が50人以下又はその資本金の規模が

5,000万円以下

エ サービス業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下

- (2) 事業場の室内又はこれに準ずる環境において当該室以外での喫煙を禁止するために喫煙のための専用の室を設置する等の措置を講じる中小企業事業主であること。

- (3) (2) に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している中小企業事業主であること。

第3 不交付要件

第2の交付対象事業主からの助成金の交付申請であっても、次の(1)、(2)又は(3)に該当する場合は助成金を交付しないものとする。また、(4)又は(5)に該当すると都道府県労働局長が判断する場合は、助成金を交付しないことができるものとする。

- (1) 当該事業主が、交付申請書の提出日において、労働保険に未加入である場合又は直近2年間に労働保険料の未納がある場合

- (2) 当該事業主が、交付申請書の提出日から起算して過去3年間に、労働者災害補償保険法第3章の2又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の規定により支給される給付金について、不正受給を行った場合

- (3) 暴力団関係事業場（事業主又は事業主が法人である場合にあっては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者のある事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等）であると認められる場合

- (4) その他重大な労働法令違反がある場合

- (5) その他助成金を交付することが適切でないものと認められる場合

第4 交付対象

1 交付要綱第3条第2項に定める助成金の交付は、事業場単位とし、1事業場当たり1回に限るものとする。

2 受動喫煙を防止するための措置に係る事業の実施に必要な経費として助成金の交付が認められる対象は、次のとおりとする。

① 喫煙室の設置（要件を満たすための改修等を含む。）

第5の1の(2)の①に定める要件を満たす喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等）とする。

② 屋外喫煙所の設置（要件を満たすための改修等を含む。）

第5の1の(2)の②に定める要件を満たす屋外喫煙所を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等）とする。

③ ①及び②以外の受動喫煙を防止するための措置（要件を満たすための改修等を含む。）

第5の1の(2)の③に定める要件を満たすよう換気装置の設置等の措置を講ずるために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等）とする。

第5 交付手続

1 助成金の交付申請

(1) 交付申請に必要な書類等

① 交付要綱第4条の様式第1号「受動喫煙防止対策助成金交付申請書」（以下「交付申請書」という。）の提出は、本助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業主」という。）の事業場を管轄する都道府県労働局長（以下単に「都道府県労働局長」という。）に正本及び副本を各1通提出するものとする。

② 交付申請書の（添付書類）の「2 その他関係資料」とは、次のアからケまでの書類とする。

ア 第3に規定する不交付要件に該当しない旨の書類（様式第1号）

イ 直近の労働保険概算保険料申告書の写し（保険関係が成立して間もない等、交付申請書

の提出日において労働保険概算保険料申告書が提出されていない場合にあっては、労働保険関係成立届の写し）

ウ 中小企業事業主であることを確認するための書類

（継続事業の一括の労働保険概算保険料申告書の写し、登記事項証明書、資本金・労働者数等を記載した資料、事業内容を記載した書類等）

エ 喫煙室の設置等をしようとする場所の工事前の写真（申請日から3か月以内に撮影したもの）

オ 設置等をしようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他助成事業の詳細を確認できる資料

カ (2)の要件を満たして設計されていることが確認できる資料

キ 事業場の室内及びこれに準ずる環境において、(2)の①に定める要件を満たす喫煙室、(2)の②に定める要件を満たす屋外喫煙所又は(2)の③の措置を講じる場所以外においては喫煙を禁止する旨を説明する書類

ク 喫煙室の設置等に係る施工業者からの見積書の写し(2者以上)

ケ その他都道府県労働局長が必要と認める書類

(2) 喫煙室等の要件

① 喫煙室の設置（要件を満たすための改修等を含む。）

喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2(m/s)以上となること。

② 屋外喫煙所の設置（要件を満たすための改修等を含む。）

出入口と給排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどなく、かつ、屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと。

③ ①及び②以外の受動喫煙を防止するための措置（要件を満たすための改修等を含む。）

顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所（以下「喫煙区域」という。）にお

ける受動喫煙を防止するための措置として、以下のいずれかの要件を満たすこと。

- ア 措置を講じた結果、喫煙区域の粉じん濃度が $0.15(\text{mg}/\text{m}^3)$ 以下となること
- イ n席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が $70.3 \times n(\text{m}^3)$ 以上となること。

(3) 交付決定のための審査

交付要綱第5条に定める助成事業主から提出された交付申請書等について都道府県労働局長が行う審査の要件は、次の①から⑧までとし、これらの要件を全て満たす場合に助成金の交付を決定するものとする。

- ① 「第2交付対象事業主」の全ての要件に該当していること
- ② 「第3不交付要件」のいずれの条件にも該当していないこと
- ③ 交付要綱第4条において申請した受動喫煙防止対策に係る事業計画（以下「事業計画」という。）の内容が交付申請時において未着工であることが証明できること
- ④ 設置等しようとする喫煙室等の詳細（設置予定場所及び設置する設備等）が写真や資料によって確認でき、不明瞭な点がないこと
- ⑤ 施工業者からの見積書が明瞭であること
- ⑥ 見積書の内訳が喫煙室等の仕様に従って詳細に記載されていること
- ⑦ (2)の要件を満たして設計されていることが確認できること
- ⑧ 事業計画の内容が技術的・経済的な観点から合理的であること

(4) 受動喫煙を防止するための措置に関する事業の実施

助成事業主は、都道府県労働局長より交付要綱第5条第1項の様式第2号による「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」（以下「交付決定通知書」という。）を受けた後に当該事業を開始すること。当該交付決定通知書を受ける前に実施した事業については原則として助成金を交付しないので留意すること。

(5) 変更の承認申請及び承認

交付決定通知書を受けた助成事業主は、やむを得ない事由により、交付決定を受けた事業の内容の一部を変更しようとする場合、あらかじめ交付要綱第7条の様式第4号「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認申請書」と併せて交付決定通知書の写し、加えて、既に交付決定を受けた事業の内容の変更について都道府県労働局長の承認を受けているものがある場合にあっては、交付要綱第8条の様式第5号において定める「受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書」（以下「変更承認通知書」という。）の写しを都道府県労働局長に提出するものとする。なお、当該変更の承認申請をせず、交付決定通知書により承認を受けた内容と異なる内容を実施した場合は、その変更が軽微であるものを除き、原則として助成金を交付しないので、留意すること。

(6) 事業を中止又は廃止する場合

交付決定通知書を受けた事業者は、当該交付決定を受けた事業を中止又は廃止する場合、交付要綱第9条の様式第7号「受動喫煙防止対策助成金事業中止（廃止）承認申請書」と併せて交付決定通知書の写しを都道府県労働局長に提出するものとする。

2 助成事業の実績報告及び助成金の額の確定

(1) 事業実績報告

- ① 交付要綱第11条の様式第9号「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書」（以下「事業実績報告書」という。）の提出は、1の(1)の①において交付の決定を受けた都道府県労働局長に正本及び副本を各1通提出するものとする。

- ② 事業実績報告書の（添付書類）の「2その他関係資料」とは、次のアからキまでの書類とする。

ア 交付決定通知書の写し

イ 交付決定内容の変更を受けた場合は、変更承認通知書の写し（複数回変更している場合はその全ての写し）

ウ 受動喫煙防止対策に係る事業の領収書及び当該経費に係る内訳の写し

（事業実績報告書の提出日において領収書が

発行されていない場合にあっては、受動喫煙防止対策に係る事業の請求書及び当該経費に係る内訳の写し)

エ 設置等をした喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙を防止するための設備、備品等の詳細を確認できる写真(工事終了後速やかに撮影したもの)

オ 交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類

カ 実施した受動喫煙を防止するための措置が、1の(2)の要件を満たしていることを確認できる書類

キ その他都道府県労働局長が必要と認める書類

(2) 事業実績報告書の審査及び助成金の額の決定

交付要綱第13条に定める助成事業主から提出された事業実績報告書について都道府県労働局長が行う審査の要件は、次の①から④までとし、これらの要件を全て満たす場合に助成金の額を確定し、その交付を行うものとする。

① 交付決定通知書で交付決定した事業の内容(交付決定を受けた事業の内容を変更している場合には変更承認通知書で承認を受けた事業の内容を含む。複数回変更している場合にはその全て。)と、実施した事業の内容が一致していること。特に1の(2)の要件に合致していること。

② 実施した受動喫煙を防止するための措置の詳細が写真や資料によって確認でき、不明瞭な点がないこと

③ 受動喫煙を防止するための措置に関する施工業者からの請求書又は領収書が明瞭であること

④ 請求書又は領収書の金額に対する交付申請時に添付された見積書の金額及びそれらの内訳が妥当なものと認められること

(3) 助成金の交付方法

受動喫煙防止対策助成金の交付は、都道府県労働局長が、事業実績報告書とともに助成金振込先として申請された金融機関の口座に振り込むことによって行うものとする。

但し、交付要綱第11条の規定に基づく事業実績報告にあたり請求書を提出し助成金の交付を受けた助成事業主にあつては、交付すべき助成金の額の確定日から起算して1月以内に当該受動喫煙を防止するために要した経費のうち本助成金の交付の対象となった経費に係る領収書の写しを都道府県労働局長に提出しなければならない。

第6 交付申請の取下げ

助成事業主は、交付要綱第6条の規定に基づき本助成金交付の申請を取り下げようとするときは、書面にその理由を付して都道府県労働局長に提出するものとする。

第7 立入検査等

都道府県労働局長は、交付要綱第5条に定める交付決定、同第8条に定める交付決定内容の変更の承認、同第13条に定める助成金の額の確定、その他本助成金の適正な運用を確保するために必要があるときは、交付要綱第16条に規定する立入検査等を行うものとする。

附則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

改正 平成25年5月16日 一部改正。

なお、改正前の「受動喫煙防止対策助成金支給要綱」第11条第1項の規定に基づき支給の決定を受けた助成事業主にあつては、改正前の「受動喫煙防止対策助成金支給要領」の第7の規定は、なおその効力を有する。

改正 平成26年7月1日 一部改正。

改正 平成27年4月13日 一部改正。

様式第1号

受動喫煙防止対策助成金の交付申請に際しての
申立書〔省略〕

※「受動喫煙防止対策に関する各種支援事業」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

基安労発0413第3号
平成27年4月13日
都道府県労働局長労働基準部長殿
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

「受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集(Q&A)について」の一部改正について

受動喫煙防止対策助成金の交付を受けようとする事業主が行う申請手続に際し参考となる質疑応答集(Q&A)については、平成24年9月7日付け基安労発0907第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知「受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集(Q&A)について」(以下「Q&A通達」という。)で示したところであるが、今般、下記のとおり一部を改めることとしたので、了知の上、制度の適切な運営につき活用を図るようお願いする。

記

Q&A通達の別添を別紙のとおり改める。

受動喫煙防止対策助成金に関する質疑応答集(Q&A)

(注) この質疑応答集(Q&A)において、「交付要綱」とは、「受動喫煙防止対策助成金交付要綱(平成23年9月16日付け厚生労働省発基安0916第1号厚生労働事務次官通達の別添)(最終改正:平成25年5月16日付け厚生労働省発基安0516第2号)」をいう。また、「交付要領」とは、「受動喫煙防止対策助成金交付要領(平成23年9月16日付け基発0916第6号厚生労働省労働基準局長通達の別添)(最終改正:平成27年4月13日付け基発0413第1号)」をいう。

I 全般的内容

(問I-1) 受動喫煙防止対策助成金の交付を受け

るには、工事を実施する前に都道府県労働局長への申請が必要となるのですか。

(答I-1) 工事を実施する前に、申請が必要です。

助成を受けるには、「受動喫煙防止対策助成金交付申請書(交付要綱様式第1号、以下「交付申請書」という。)」および事業計画を含む関係書類を、所轄の都道府県労働局長に提出し、その申請内容が受動喫煙を防止するための要件を満たしている旨の交付決定を受けた上で、工事に着工することになります。

さらに、工事が終了した後に、工事結果の概要などについて記載した「受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書(交付要綱様式第9号、以下「事業実績報告書」という。)」を提出します。都道府県労働局長は、交付決定した内容のとおりに工事が行われているかどうかを確認し、交付額の確定を行った上で助成金を交付します。そのため、助成金の交付を受けるまでには、最低でも2回の書類提出が必要になります。

(問I-2) 受動喫煙防止対策助成金の申請などに関連して、国が実施している支援で利用できるものがあれば教えてください。

(答I-2) 本助成金の申請についての相談など、受動喫煙防止対策の実施に際して利用できる支援として、以下の2つがありますのでご活用ください。利用方法や支援の詳しい内容は、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>)をご参照ください。

① 受動喫煙防止対策についての相談支援

助成金の対象となる喫煙室等の要件に関する相談、効果的な喫煙室等の設置方法や事業場の状況に応じた受動喫煙防止対策などについて、専用ダイヤル(050-3537-0777)を設け、専門家による電話相談を行っています。また、必要に応じて実地指導も行っています。これらの支援は無料で受けられます。

さらに、平成25年度から、受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で開催しています。

② 職場内環境測定支援(たばこ煙の濃度等を測定するための機器の貸出し) たばこ煙の濃度

を測定するデジタル粉じん計、喫煙室の出入口における風速を測定するための風速計について、無料で貸出しを行っています。(その他、平成27年度から、一酸化炭素計と臭気計もオプションで貸出します。)

このほか、最寄りの都道府県労働局の健康安全課(または健康課)において、本助成金の申請手続の問い合わせを受け付けています。

(問I-2-2) 受動喫煙防止対策助成金で助成の対象となる「喫煙室」と「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置」には、どのような違いがありますか。

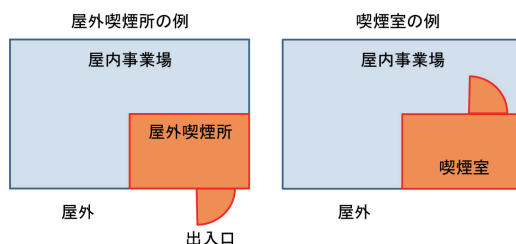
(答I-2-2) 「喫煙室」とは、壁等により他の部屋から空間的に分離された室であって、室外から内に向かう風速が0.2(m/秒)以上となるよう設計されているものをいいます。なお、本助成金制度において喫煙室とは「喫煙のための専用の室」としており、その室内で喫煙以外のこと(例:飲食)を行うことを目的とするものは、助成対象となりません。

一方、「喫煙室以外の受動喫煙を防止するための措置(以下「換気措置等」という。)」は、喫煙室に該当しない喫煙区域のたばこ煙の濃度を、一定以下とするための措置であり、喫煙区域の席数(n)に応じた換気性能($70.3 \times n$ (m³/時間))を満たすもの、または、粉じん濃度を0.15(mg/m³)以下に下げるものをいいます。なお、換気措置等を講じた区域において、顧客が飲食等を行っても差し支えありません。

(問I-2-3) 受動喫煙防止対策助成金で助成の対象となる「喫煙室」と「屋外喫煙所」には、どのような違いがありますか。

(答I-2-3) 出入口と給排気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどないことについては、喫煙室と屋外喫煙所で共通です。出入口等の主たる開口面が屋内の非喫煙区域に面している場合は喫煙室に該当し、同開口面が屋外の非喫煙区域にのみ面している場合は、屋外喫煙所に該当します(下図参照)。

なお、出入口が2つ以上あり、出入口がそれぞれ屋外と屋内に面している場合は、全ての出入口を開放すると、屋外から流入する空気によって、屋内



側にたばこ煙が漏えいするおそれが高いため、原則として、そのような構造は認められません。ただし、屋外と屋内に面している扉のどちらか一方を常時閉鎖して、喫煙室等を利用するような事業内容であれば、交付対象となります。この場合、ドアノブに非常口用のカバーを設置する又は扉を施錠し鍵を適切な者が管理するなど、ハード面の対策を行った上で、「非常時以外は開放禁止」である旨を、その扉に表示することが必要となります。

(問I-2-4) 【屋外喫煙所】 助成が認められる屋外喫煙所の構造について、具体的に教えてください。

(答I-2-4) 床、壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造物であり、具体的には、屋外に「ユニットハウス」、「プレハブ」、「コンテナ」、「ブース」を活用した喫煙所を設置した場合、または、屋内に隔離された喫煙区域を設定し屋外側に出入口を設けた場合(問I-2-3の左図)が、助成対象となります。

窓の設置も可能ですが、窓の有無に関わらず、屋外喫煙所の室内環境を管理するための屋外排気装置の設置は必須となります。

なお、設置する屋外排気装置の能力は、出入口を完全に開放したときに0.2m/秒以上の気流が確保できることを目安として、申請事業を計画してください。

(問I-3) 本助成金の交付を受けるためには、喫煙室や屋外喫煙所、換気措置等を講じた区域以外の場所を禁煙にすることが条件となるのですか。

(答I-3) この助成金の趣旨は、屋内の事業場で喫煙が可能な場所を、喫煙室、屋外喫煙所または換気措置等を講じた区域(以下「喫煙室等」という。)のみに限定し、労働者の受動喫煙を防止することであるため、喫煙室等以外の場所を禁煙にすることは必須の条件となります。

ただし、宿泊施設の客室については、労働者の滞在時間が短時間にとどまるため、全面禁煙とすることは交付の条件として求めません。一方、宴会場など不特定多数の者が共有する空間については、従業員が受動喫煙の影響を受ける可能性が高いと考えられるので、換気措置等を講じない場合は全面禁煙とする必要があります。

(問I-3-2)【喫煙室、換気措置】 事業場内に既に助成金の交付を受けずに設置された屋外喫煙所がある場合、助成を受けるにあたって、当該屋外喫煙所は撤去しなければいけないでしょうか。

(答I-3-2) 屋内にたばこ煙が流入する実態がなければ、撤去する必要はありません。

(問I-4) 受動喫煙防止対策助成金について、申請の期限はあるのでしょうか。

(答I-4) 助成金の交付額が、その年度であらかじめ決められた予算額に達した場合には、新たな申請を受け付けることができなくなります。申請を締め切る見込みが生じた場合は、事前にホームページなどでお知らせします。

また、予算の執行は年度単位のため、交付決定を受けた年度内に工事を終了し、かつ、交付決定を受けた翌年度の4月10日までに事業実績報告を行うことができない場合は、申請は受け付けることができません。

II 助成の対象となる事業主、事業形態等

(問II-1) 複数の業種を営んでいる場合は、交付申請書の業種はどのように記載すればよいのでしょうか。

(答II-1) 主たる事業の業種を記載してください。主たる事業の業種は、事業場数、労働者数、売上高などについて事業全体に占める割合を考慮して、総合的に判断してください。この場合、申請時に、主たる事業の業種を判断した根拠資料を提出してください。

(問II-2) テナントに出店している事業主や業務委託を受けている事業主は、施設を自ら所有・管理していないため、助成金の交付対象とはならないのでしょうか。

(答II-2) あらかじめ施設管理者と調整の上、措置

を講じようとする事業場内またはそれに準ずる場所に工事を行うことが可能であれば、助成金の交付対象となります。

(問II-2-2)【喫煙室】 複数の事業主が入居するテナントビル内の共用スペースに喫煙室を設ける場合、この助成金の交付対象になりますか。

(答II-2-2) 原則として交付対象となります。

ただし、テナントビルを保有・管理する事業主が申請者となる場合は、当該事業主が雇用する労働者が当該ビル内で就業している必要があります。

(問II-2-3)【喫煙室】 複数の事業主が入居するテナントビルの共用スペースに喫煙室を設ける場合、全てのテナントの事業場内を禁煙とすることが必要になりますか。

(答II-2-3) 全てのテナントの事業場内を禁煙とすることは、助成金交付の条件として求めません。しかし、全てのテナントの事業場内を禁煙とすることが、適切な受動喫煙防止対策としては望ましいです。

なお、助成事業主Aとは別の事業主Bが保有するテナント事業場Cから共有スペースにたばこ煙が漏えいしている場合は、共有スペースで受動喫煙があることになるため、BがCにおけるたばこ煙の漏えいを改善しない限り、Aは交付申請できません。

(問II-3) 本助成金の対象となる中小企業事業主の要件としては、「常時雇用する労働者数」または「資本金の規模」のどちらか一方が満たされていればよいのですか。

(答II-3) 常時雇用する労働者数または「資本金の規模」のどちらか一方が満たされていれば、助成を受けることができます。資本金の定めのない事業者(例:個人経営や法律に基づき設置された団体(財団法人、協同組合など))の場合は、労働者数により、中小企業事業主か否か判断してください。

なお、「常時雇用する労働者数」の要件は、卸売業・サービス業で100人以下、小売業で50人以下、それ以外の業種で300人以下、「資本金の規模」は卸売業で1億円以下、小売業・サービス業で5,000万円以下、それ以外の業種で3億円以下となっています。

(問II-3-2) 本助成金の対象となる中小企業事業

主の要件のうち、「常時雇用する労働者の数」の計上方法を具体的に教えてください。

(答Ⅱ-3-2) 本助成金の「常時雇用する労働者」は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)で定める「常時使用する従業員」です。すなわち、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条で定める「予め解雇の予告を必要とする者」となります。

なお、申請事業場で就業している派遣社員については、労働の実態が労働基準法第21条の要件に該当する場合は「常時使用する従業員」に含めます。

＜参考：常時雇用する労働者から除かれる者(労働基準法第21条)＞

- 一 日雇い入れられる者
- 二 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者

四 試の使用期間中の者

(問Ⅱ-3-3) 親会社から出資を受けている子会社について、「資本金の規模」の要件の判断はどうなるでしょうか。

(答Ⅱ-3-3) 親会社と子会社が別事業主であれば、親会社の出資等は考慮せず、子会社の資本金のみで判断します。

(問Ⅱ-4) 個人が経営している場合も、この助成金の交付対象になりますか。

(答Ⅱ-4) 労働者を雇用し、交付対象事業主の要件に当てはまれば、個人事業主も交付対象となります。

(問Ⅱ-4-2) 労働者を雇用していない事業主が、自らが雇用しない労働者(例：建築業における下請け事業者、保険などの訪問販売員)のために喫煙室を設置しようとする場合、この助成金の交付対象になりますか。

(答Ⅱ-4-2) 申請者が雇用する労働者がいないため、交付対象となりません。

(問Ⅱ-5) 一般に「チェーン店」と呼称される、同一の商号・商標を用いて多店舗展開している店舗のうち、直営店ではなくフランチャイズ形式で展開している店舗(加盟店)を営営している中小企業事業主は、助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ-5) 交付要領で定める要件に当てはまれば、交付対象となります。

(問Ⅱ-6) 助成金の交付は事業場単位とされていますが、申請者がチェーン店など複数の事業場を有する場合は、そのすべての事業場のうち1事業場のみが、助成金の交付対象となるのでしょうか。

(答Ⅱ-6) 複数の事業場を保有する事業主の場合、その企業全体の資本金または労働者数の合計のいずれかが中小企業事業主の要件に当てはまれば、事業場ごとに助成金の交付対象となります。

この場合、交付申請書など必要な提出書類については、事業場ごとに作成する必要があります。また、申請は、各々の事業場が所在する都道府県労働局にそれぞれ別々に行います。

(問Ⅱ-7) 新規に営業を開始する場合や事業場を新築する場合も、助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ-7) いずれも助成金の交付対象になります。ただし、喫煙室の設置などの受動喫煙防止対策のための費用と、他の工事などの費用は明確に区別することが必要です。事業場自体の建築費用は、助成の対象には含まれないことに留意してください。

また、交付申請をする時点で、労働保険に加入していることが、助成金交付の条件となります。

(問Ⅱ-8) 第三者が仲介しているなど、申請者が施工業者に対して金銭を直接支払わないような工事契約の場合、助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ-8) 助成金の交付にあたり必要となる、施工業者から申請者宛ての領収書が発行されないため、交付対象となりません。

(問Ⅱ-9) 【換気措置等】 主たる事業の業種が製造業である中小企業事業主が保有している旅館、料理店又は飲食店について、換気措置等で助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ-9) 助成金の交付対象となります。

換気措置等の助成が受けられるか否かは、措置を講ずる「事業場」が旅館、料理店又は飲食店を営んでいるかで判断されます。

(問Ⅱ-10) 【換気措置等】 漫画喫茶やインターネットカフェについて、換気措置等で助成金の交付対

象となりますか。

(答Ⅱ-10) それぞれ、漫画の閲覧、インターネットの利用を行うことが主たる業態なので、換気措置等で助成を受けることはできません。

(問Ⅱ-11)【換気措置等】 立ち飲み酒場など座席を設けない事業場について、換気措置等で助成金の交付対象となりますか。

(答Ⅱ-11) 座席を設けない事業場であっても、喫煙区域に入ることができる上限人数を席数とみなして、必要換気量を計算し、交付申請できます。また、粉じん濃度の要件で交付申請することも可能です。

Ⅲ 受動喫煙防止対策の内容と助成の可否

(問Ⅲ-1) 同一事業場内に喫煙室を複数設置する場合についても、同時に交付申請を行えば、設置するすべての喫煙室が助成の対象になりますか。

(答Ⅲ-1) 同時に交付申請を行えば、設置するすべての喫煙室が助成の対象になります。ただし、助成金の交付は1事業場当たり1回に限られますので、同じ事業場内で複数の喫煙室を設置する費用について助成を受けようとする場合は、あらかじめ十分検討の上、必ず1件にまとめて申請してください。また、1事業場当たりの交付額の上限は、複数の喫煙室を設置する場合でも、申請全体で200万円となることにも注意してください。

屋外喫煙所と換気措置等についても同様です。

(問Ⅲ-2) 本助成金の助成を受けずに既に設置された喫煙室が、交付要領第5の1の(2)に定める要件※を満たしている場合に、その喫煙室において、さらなる環境改善のために設備などを追加する場合、助成の対象となりますか。

※交付要領第5の1の(2)で「喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2 (m/秒) 以上となるよう設計されていること」と定められている。

(答Ⅲ-2) 本助成金は、受動喫煙を防止するため、一定の要件を満たすために行う措置を助成の対象としていることから、既にその要件を満たしている場合に、さらなる環境改善を行うことを目的とした計画については、助成の対象にはなりません。

屋外喫煙所と換気措置等についても同様です。

(問Ⅲ-3) 空気清浄装置のみを設置または増設する事業内容は、助成の対象となりますか。

(答Ⅲ-3)

【喫煙室】 空気清浄装置のみの設置・増設では、たばこ煙のすべての成分を除去することはできず、非喫煙区域へのたばこ煙の漏れを許すことになるため、助成の対象とはなりません。

【換気措置等】 空気清浄装置の設置により、たばこ煙による粉じん濃度が低減し、要件を満たすことも考えられますが、テナント事業場で建物の内部に位置しているなど、屋外排気が著しく困難であると認められる場合に限られます。

(問Ⅲ-4)【喫煙室】 事業場内に既に本助成金の交付を受けずに設置された喫煙室があり、その喫煙室が交付要領に定める要件を満たしている場合、新たに別の階などに喫煙室を増設する事業内容は助成の対象となりますか。

(答Ⅲ-4) 受動喫煙防止対策を実施する必要性(例：本助成金の申請を行う時点で、喫煙室以外に屋内で喫煙が認められている場所がある場合、喫煙する従業員の増加)が認められ、かつ、過去に本助成金に関する交付実績がない事業場であれば、喫煙室の増設であっても助成の対象となります。

屋外喫煙所についても同様です。

(問Ⅲ-5)【喫煙室、屋外喫煙所】 事業場内に既に設置された喫煙室が、本助成金の要件を満たしていない場合、要件に合致するよう改修する場合も助成の対象となりますか。

(答Ⅲ-5) 交付要領第5の1の(2)に定めるとおり、過去に本助成金に関する交付実績がない事業場であって、改修によって本助成金の要件を満たす事業内容である場合は、喫煙室の改修であっても助成の対象となります。この場合、事業場の室内およびこれに準ずる環境において、その喫煙室以外ではすでに喫煙が禁止されている場合であっても、助成の対象となります。

なお、すでに設置された喫煙室内にある故障した換気設備の修理または取り替えを行い、本助成金の喫煙室の要件を満たすようにすることについても、助成の対象となります。

屋外喫煙所についても同様です。

(問Ⅲ-6)【喫煙室、屋外喫煙所】 従業員専用や顧客専用の喫煙室を設ける場合も、助成の対象となりますか。

(答Ⅲ-6) いずれも助成の対象となります。

この場合、事業場の室内およびこれに準じる環境において、喫煙室以外では喫煙を禁止する必要がある、顧客が利用する場所については、専ら顧客のみが滞在する場所(例：宿泊施設の客室)以外は、喫煙を禁止する必要があります。

屋外喫煙所についても同様です。

(問Ⅲ-7) 交付要領第2の(2)において、助成を受けるためには「事業場の室内又はこれに準ずる環境において当該室以外での喫煙を禁止する」と定められていますが、例えば、ゴルフの練習場の打席についても、喫煙を禁止しなければいけないのでしょうか。

(答Ⅲ-7) 従業員が打席に頻繁に出入りするなど、従業員が受動喫煙の影響を受ける可能性が高いと考えられる場合は、室内に準ずる環境として、打席も禁煙とする必要があります。

(問Ⅲ-8) 既に屋内は全面禁煙としており屋外喫煙所を設置していますが、屋内へのたばこ煙の流入があるため、屋外喫煙所を廃止して、屋内に喫煙室を新たに設置する場合、助成の対象となりますか。

(答Ⅲ-8) たばこ煙の屋内への流入が常態的にあることが認められ、かつ、屋外喫煙所の移動等、喫煙室の設置以外の対策が困難であると認められる場合に限り、助成対象となります。

(問Ⅲ-9) 受動喫煙防止対策に必要な機器を、リース(レンタル)契約で設置する場合は、喫煙室の設置等に係る費用として助成の対象となりますか。

(答Ⅲ-9) 機器のリース(レンタル)に関する費用については、助成の対象となりません。

(問Ⅲ-10) 飲食と喫煙の両方を利用目的としている部屋について、その部屋の出入口で室内に向かう風速が0.2(m/秒)以上となるよう設計されていれば、喫煙室として助成を受けることができますか。

(答Ⅲ-10)

【喫煙室】 喫煙室とは、事業場内で喫煙室以外

での喫煙を禁止するために設置された「喫煙のための専用の室」を指しますので、喫煙以外に飲食などを行うことを目的とした場所については、喫煙室として助成を受けることはできません。

【換気措置等】 喫煙区域が交付要領第5の1の(2)で定める要件を満たせば、「換気措置等」として助成を受けられます。この場合、措置を講じた区域で飲食を行っても、差し支えありません。

(問Ⅲ-11) 事業場の新築に伴い喫煙室を設置等する場合、交付決定前に建物全体の基礎工事などに着工したら、本助成金の交付申請はできないのでしょうか。

(答Ⅲ-11) 交付申請できます。

なお、事業場の新築に伴い喫煙室を設置等する場合に限らず、交付決定時点で未着工の部分にかかる経費について、助成を受けることができます。

(問Ⅲ-12)【換気措置等】 宿泊業において、共用部分ではなく各客室に換気扇を設置し、交付要領で定める要件を満たす場合は、換気措置等として助成を受けることができますか。

(答Ⅲ-12) 本助成金は労働者の受動喫煙防止を目的としており、問Ⅲ-6で示すとおり、助成金を受ける際に禁煙としなければならない区域から客室を除いているため、宿泊施設の客室における措置は助成を受けることはできません。

(問Ⅲ-13)【換気措置等】 換気措置等で助成を受ける場合、喫煙席と禁煙席を分けることが必須の条件となるのでしょうか。

(答Ⅲ-13) 必須の条件ではありません。ただし、喫煙席と非喫煙席を分けない場合は、区域の全ての座席数で必要換気量を計算する必要があります。

(問Ⅲ-14)【換気措置等】 換気能力は変更しませんが、壁などで喫煙区域と非喫煙区域を区切ることによって必要換気量の計算で用いる席数を減らし、必要換気量を達成しようとする事業は交付対象となるのでしょうか。

(答Ⅲ-14) 喫煙区域から非喫煙区域にたばこ煙が流入しないような構造となっていれば、交付対象となります。

助成が認められる例として、措置を講じる前の

受動喫煙防止措置努力義務化

全席数が20席、換気量が1000m³/hであったところを、壁で喫煙席と禁煙席を仕切り、屋外排気装置がある側に喫煙席を設け、喫煙席を10席とした場合があります。

Ⅳ 本助成金制度により助成が受けられる範囲

(問Ⅳ-1) 他の工事と併せて喫煙室を設置する場合、その共通する経費は助成されますか。

(答Ⅳ-1) 喫煙室等の設置工事(助成対象事業)とその他の工事の経費を区分したうえで、喫煙室の設置等に関するもののみが、助成の対象となります。分割できない場合の助成の可否については、所轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

(問Ⅳ-2) 喫煙室の設置等に伴い、既存設備の解体・移設を実施する工事の費用は助成の対象となりますか。

(答Ⅳ-2) 喫煙室の設置等に際し必要と認められるものに限り、助成の対象となります。ただし、既存設備の解体・移設を伴う事業内容が合理的な場合であって、移設する施設の規模や性能は、移設される既存施設の規模や性能の範囲に限られます。

また、当該移設にかかる費用が、喫煙室等の設置費用を超えてはいけません。

(問Ⅳ-3) 措置を講じる区域内に、温度・湿度の調整を行うための空調設備(いわゆるエアコン)を設置する場合、その費用は助成の対象に含まれますか。

(答Ⅳ-3)

【喫煙室、屋外喫煙所】 空調設備の設置の必要性が認められる場合に限り、交付対象となります。詳しくは、所轄の都道府県労働局にご相談ください。なお、助成が認められた場合でも、空調設備の運転は喫煙室の入口における風速に影響を及ぼし、事業実績報告時の風速の測定で測定値が基準を満たさなくなるおそれがあることに、注意してください。

また、既存の喫煙室にエアコンを設置するのみの事業内容は、助成の対象とはなりません。

【換気設備等】 喫煙区域と非喫煙区域をパーティションや壁で区切り、既存の空調設備の効果がエアコンを新たに設置しようとする区域に及ばなく

なる場合に限り、助成の対象となります。

(問Ⅳ-4) 喫煙室の設置等に必要な経費で、助成の対象として認められるものは、具体的にどのようなものがありますか。

(答Ⅳ-4) 喫煙室の設置等に係る経費のうち、交付要領で定める要件を満たすために必要なものとして、例えば、次のものが考えられます。

認められるもの

- ・電気工事、建築工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、設計費(設計監理料含む。)、管理費
- ・喫煙可能区域と非喫煙区域を隔てるためのパーティション、(自動)ドア、エアカーテン
- ・換気装置、空気清浄装置、人感センサー
- ・ガラリ、給気扇、差圧式吸気口
- ・照明機器
- ・消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置
- ・灰皿、出入口に取り付けるのれん(備品は喫煙室等に据え付けて使用する物に限ります。)
- ・建築基準法、消防法等の他法令で義務づけられている手続きに係る費用(手数料を含む。なお、人件費、旅費等については実費での精算となります。)

認められないもの

- ・デザイン料
- ・喫煙可能区域内を区切るためのパーティション、(自動)ドア、エアカーテン(受動喫煙防止対策の効果に寄与するものは助成対象となりうる。)
- ・消耗品(機械装置等の購入時に付属している物は助成対象となります。)
- ・映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚
- ・机、椅子(固定式も助成対象外)
- ・土地の取得に係る費用

特別に必要と認められる場合に限り、助成対象と認められるもの

- ・建物の増設費用(喫煙室等の設置のために建物の増設が必要な場合に限る。)
- ・既存施設の解体、移設に係る経費(Ⅳ-2参照)
- ・建物と屋外喫煙所をつなぐ渡り廊下(Ⅳ-6-2参照)

- ・ 空気調和設備(エアコン等) (Ⅳ-3参照)
- ・ 要件の確認のための測定のコスト(厚生労働省が実施する委託事業で貸与を受けられなかったなど、特段考慮すべき事情がある場合に限りま
す。)

なお、上記に示したものであっても、極端に高価であるなど、受動喫煙防止対策が主な目的ではないと判断されるものについては、助成の対象とはならないことがあります。詳しくは、申請した都道府県労働局にご相談ください。

(問Ⅳ-5)～(問Ⅳ-6) (削除)

(問Ⅳ-6-2)【屋外喫煙所】 事業場の敷地内に屋外喫煙所を設ける場合に、事業場から喫煙所までの渡り廊下(屋根含む)の設置費用は、助成の対象となりますか。

(答Ⅳ-6-2) 必要性が認められれば助成の対象となりますが、渡り廊下の用途が、事業場と屋外喫煙所の間の移動に限られること、渡り廊下が必要以上に長くないこと、渡り廊下の設置費用が屋外喫煙所の設置費用を超えないことが条件となります。

(問Ⅳ-7) 喫煙室等の設置工事を申請者が雇用する従業員が行う場合、工事にかかる人件費は助成の対象となりますか。

(答Ⅳ-7) 申請者が建設業などを営んでいる場合であって、喫煙室の設置等に際し必要と認められるものに限り、助成の対象となります。工事に要する期間などの妥当性を判断するため、喫煙室の設置等を事業として行っている事業者の見積もりをとって、交付申請時に提出してください。(この場合、見積書は1者以上から取ってください。)

なお、交付申請時に提出する見積書で、人件費の1時間あたりの単価を明確に記載し、実績報告時には、請求書または領収書の代わりに、労働者が工事に従事した時間、人件費の1時間あたり単価および人件費の合計を示す書類(任意様式)を提出してください。

V 申請手続関係

(問Ⅴ-1) 受動喫煙防止対策助成金の申請書類の提出先を教えてください。

(答Ⅴ-1) 申請する事業場が所在する都道府県労

働局の健康安全課(または健康課)になります。別紙1の都道府県労働局連絡先一覧を参照してください。

(問Ⅴ-2) 各種申請書に記載する代表者職氏名は、支店長など、その事業場の代表者でも差し支えありませんか。

(答Ⅴ-2) 記載する代表者職氏名は、支店長など事業場の代表者ではなく、申請者である中小企業事業主の職氏名を記載してください。

(問Ⅴ-3) 交付申請の段階で添付が必要な「喫煙室の設置等に係る施工業者からの見積書の写し」について、様式や内容の指定はありますか。

(答Ⅴ-3) 様式の指定は特にありませんが、①施工業者名、②依頼者(助成事業主)名、③見積りを実施した日、④内訳(喫煙室の設置等に関する工事に関するものか否か)が、明確に分かるようにしてください。

内容については、「喫煙室一式」など大まかな見積りではなく、交付対象となる工費、設備費、備品費、機械設備費などについて、それぞれ項目(名称)ごとに、内容、数量、単価、金額などが明確に記載されているものとしてください。

(問Ⅴ-3-2) 平成27年度から2者以上の見積書が必要となりましたが、見積書をとる場合の条件はあるのでしょうか。

(答Ⅴ-3-2) 喫煙室等の機能に影響を及ぼす部分(例:屋外排気装置、扉、ガラリ(給気口)、空気清浄装置等)については、同等の構造、性能等を有するもので見積書を取る必要があります。

その上で、特別な事情がなければ、低い額の見積書を出した施工業者を選択する必要があります。

なお、ブース型の製品を喫煙室または屋外喫煙所として設置する場合は、そのブースと同じ規模・同じ性能の材料や機械装置を用いて喫煙室を作成することを仮定した見積書を、他の1者から取る必要があります。

(問Ⅴ-3-3) 申請者が、助成対象事業で設置する備品を施工業者以外の業者から直接購入する場合、見積書の写しに代えて、備品の値段が掲載されているカタログ(の該当ページ)を提出することは

認められますか。

(答V-3-3) 認められます。その場合、交付要綱様式第1号別添の「事業の概要」欄中で、備品のメーカーや型番などを記載し、カタログ上で特定できるようにしてください。また、インターネットを通じて購入した場合は、注文時の画面(メーカー、型番、個数、値段が明示されているものに限り)を印刷したものを、見積書の写しに代えても差し支えありません。

また、事業実績報告の時には、備品購入の際の領収書(請求書)の提出が必要となります。

(問V-4) 助成金の申請金額の算定にあたり、算出の基礎とする「助成対象経費の実支出額」は、消費税込みの金額を記載するのですか。

(答V-4) 消費税込みの金額を記載します。

(問V-4-2) 社会保険労務士が申請書類の作成や提出を代行する場合、社会保険労務士法施行規則(以下「社労士則」という。)第16条の規定に基づく社会保険労務士の記名捺印は、必要となるのでしょうか。

(答V-4-2) 必要になります。記名捺印の対象は、交付要綱で様式を定めているものであり、上部又は下部の空白部分に下記の記載例を参考に、記名捺印してください。

記載例1: 申請書等の作成を代行した場合

本申請書の作成者

社会保険労務士

氏名: ○○○○印

作成年月日: 平成○○年○月○日

記載例2: 申請書等の提出を代行した場合

提出代行者

社会保険労務士

氏名: ○○○○印

(問V-5) 交付決定または交付額の確定を受けるための申請書類を提出した後、都道府県労働局における審査を経て、通知書を受け取るまでに要する期間を教えてください。

(答V-5) 交付決定の審査に当たって必要な内容がすべて揃っている場合は、書類の提出からおおむね1か月以内に、通知書を受け取ることができます。必要とされる書類や記載事項に不備が認めら

れた場合は、審査に必要な内容がすべて揃ってからおおむね1か月以内となります。そのため、施工業者による工事の開始に先立ち、余裕を持って交付申請に関する書類の提出をお願いします。

なお、交付額の確定(事業実績報告書)に関する申請書類の審査期間については、行政側の標準的な審査期間は20日となります。

(問V-6) 交付要領の第5の1の(1)の②ケで、交付申請の際に必要とされている「その他都道府県労働局長が必要と認める書類」について、具体的に説明してください。

(答V-6) 交付決定の際に必要なため、「受動喫煙防止対策助成金の申請に係る必要書類の作成要領について」(最終改正:平成27年4月13日付け基安労発0413第4号)別紙5-2に示す記載例を参考に、助成金の振込先を申し出る書類を提出してください。

その他には、テナントに出店している事業主(問II-2を参照)の場合であれば、施設の所有者の同意が得られている旨を示す書類(様式自由)などが挙げられます。

基本的には、交付要領の第5の1の(1)の②ア〜クまでの書類を準備の上、提出していただければ構いません。

これらに加えて、個別に審査を行うために必要なものとして、都道府県労働局から指示があった際には、その書類についても提出をお願いします。

(問V-7) 工事費の支払いを、工事開始段階(手付金)と清算段階の2段階で支払う予定ですが、このような支払い方法は認められますか。

(答V-7) 作成日、施工業者および申請者が領収書に記載されており、各々の段階の領収書の合計金額が事業実績報告書に記載されている助成対象経費と合致する場合には、認められます。

(問V-8) 施工業者に対して、工事にかかる費用を手形で支払い、それに基づく領収書の提出をもって事業実績報告することは認められますか。

(答V-8) 認められます。

(問V-9) 工事費の支払いについて、リース契約を活用した分割払いで行うことは認められますか。

(答V-9) いかなる理由や事情があっても、認められ

ません。

Ⅵ 助成金の交付を受けるための措置の要件

(問Ⅵ-1)【喫煙室】 喫煙室の出入口において、ドアを設置しない事業内容の場合、助成の対象となりますか。

(答Ⅵ-1) 交付要領にある要件を満たし、たばこの煙が非喫煙区域に漏れないように設計されていれば、助成対象となります。

(問Ⅵ-2)【喫煙室】 喫煙室の要件である「喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2 (m/s) 以上となるよう設計されていること」について、屋外排気ではなく喫煙室内の空気を屋内で循環させて要件を満たすものも、喫煙室として助成が受けられますか。

(答Ⅵ-2) 原則として助成対象となりません。

喫煙室内の空気を、空気清浄装置などにより浄化して屋内で循環させる方式では、喫煙室の風速の要件を満たしたとしても、たばこの煙に含まれるガス状成分などは完全に除去することができず、成分の一部が非喫煙場所にも及ぶおそれが高いため、喫煙室内に向かう風速が要件を満たしていたとしても、有効な喫煙室とならないためです。

(問Ⅵ-3)【喫煙室】 喫煙室の要件である「喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2 (m/s) 以上となるよう設計されていること」は、扉を完全に開放した状態で適合するよう設計されていなければならないのですか。

(答Ⅵ-3) 扉を完全に開放した状態で適合するよう設計されている必要があります。

なお、のれんの設置など、気流を確保するための対策を当初から行う事業内容であっても、交付申請時ではそれらを使用せずに、要件を満たすよう設計されている必要があります。なお、事業実績報告時の風速の測定において、のれんなどを設置して測定することは可能ですが、その場合は、交付要領第5の2の(1)のホに示す「実施した受動喫煙を防止するための措置が、1の(2)の要件を満たしていることを確認できる書類」(以下「要件確認資料」という。)に「のれん等を設置して測定した」旨を記載してください。

また、喫煙室の出入口が複数ある場合は、喫煙室の使用中に開閉する可能性のある扉は全て開放して、喫煙室の要件を満たす必要があります。ただし、機材の搬入、緊急避難などのための出入口であって、喫煙室の使用中は扉を固定するなどの対策を講ずる出入口については、開放して測定する必要はありません。

(問Ⅵ-4)【喫煙室】 要件確認資料について、喫煙室の入口における喫煙室内に向かう風速の実測値は、上部・中部・下部の3点全てで0.2m/秒以上となる必要がありますか。

(答Ⅵ-4) 3点全てで0.2m/s以上となる必要があります。なお、1点につき2回以上測定した場合は、その平均値が、3点それぞれで0.2m/秒以上となる必要があります。

(問Ⅵ-5)【喫煙室、換気措置等】 設置した換気装置に「強」「弱」の2種類のモードがあり、弱モードでは交付要領で定める要件を満たさず、強モードでは同要件を満たす場合、弱モードを物理的に使用不能にするなどハード面での対策が必要となりますか。

(答Ⅵ-5) ハード面での対策が望ましいです。しかし、対応が困難な場合は、例えば喫煙室であれば、換気装置のスイッチ付近および喫煙室の出入口に、「強モード以外での喫煙室の使用を禁止する旨」を掲示するなど、ソフト面での対策で対応することも可能です。なお、ソフト面の対策で対応する場合は、講じる対策の内容を記載した書類を、都道府県労働局に提出してください。

(問Ⅵ-6)【換気措置等】 必要換気量の基準($70.3 \times n$ (m³/時間))について、新たに設置する換気設備のほかに、例えば、隣接する厨房の換気能力を換気量の計算に加えてもよいですか。

(答Ⅵ-6) 措置を講じる喫煙区域の換気に寄与するものであれば、換気の形態等を個別に判断し、換気量として算入することは可能です。

(問Ⅵ-7)【換気措置等】 必要換気量の基準($70.3 \times n$ (m³/時間))について、客席が壁により喫煙席と禁煙席に空間的に分かれている場合、喫煙席のみをn席として計算してよいですか。

(答Ⅵ-7) 喫煙席のみをn席として計算して差し支

受動喫煙防止措置努力義務化

えありません。

【問VI-7-2】【換気措置等】 宴会場等、レイアウトにより収容人数が増減する場合、必要換気量の計算で用いる席数 n はどうか考えればよいでしょうか。

【答VI-7-2】換気措置等を講じる区域で収容できる最大数を n として、必要換気量を計算します。

【問VI-7-3】措置を講じた区域に空調設備や空気清浄機が設置されている場合、機器を稼働させた状態で風速や浮遊粉じん濃度を測定するということでしょうか。

【答VI-7-3】機器を稼働させ、喫煙室等を使用する条件で、測定を行う必要があります。

【問VI-7-4】【屋外喫煙所】 要件確認資料について、「屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと」は、どのように確認すればよいでしょうか。

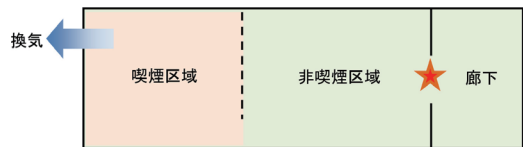
【答VI-7-4】測定点を、屋外喫煙所の直近の建物の出入口等から1m屋内側に入った地点とし、まずは屋外喫煙所に喫煙者がいない状態で粉じん濃度を測定します(バックグラウンド値。1分間隔で2回程度測定。)。その後、屋外喫煙所内で喫煙を開始し、喫煙後の同測定点における浮遊粉じん濃度を1分間隔で5回程度測定し、当該測定値がバックグラウンド値から増加しなければ、要件を満たすと判断します。バックグラウンド値が $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ 以下の場合、バックグラウンド値の2割程度の上昇であれば、要件を満たすと判断してください。

喫煙条件下での測定は、屋外喫煙所の定員と同数の喫煙で行うことが望ましいですが、不足分については、たばこの自然燃焼で補っても差し支えありません。ただし、全てたばこの自然燃焼で測定を行うことはできません。

また、設置した屋外換気装置を通常は稼働せず、窓を開放することによって換気を行う予定としている場合は、窓を全て閉鎖して屋外排気装置を稼働した条件と、屋外排気装置を稼働せず窓を開放した条件の両方について、測定を行う必要があります。

この場合、交付要領で定める要件を満たさない条件があった場合、当該条件での屋外喫煙所の

【喫煙区域と非喫煙区域がパーティション（上部に隙間あり）で区切られている場合】



【喫煙区域と非喫煙区域が壁で完全に区切られている場合】



使用は認められません。

書類作成要領通達の別紙13-2も参考としてください。

【問VI-8】【換気措置等】 換気量の要件を満たす措置として交付決定を受けた場合、要件確認資料としてどのような資料を提出すればよいですか。

【答VI-8】非喫煙区域から喫煙区域への出入口（喫煙区域と非喫煙区域が隔離されていない場合の測定点は、下図参照。）の開口面における風速を測定し、換気量($\text{m}^3/\text{時間}$)=開口部の断面積(m^2) $\times$ 風速の実測値($\text{m}/\text{秒}$) $\times 3,600$ (秒/時間)で算出した換気量が、要件である $70.3 \times n$ ($\text{m}^3/\text{時間}$)以上であることを示す書類を提出してください。

なお、風速の測定点は、開口部の上部・中部・下部の3点とし、3点の平均値を用いて要件を満たしているかどうか判定します。

（図：★が測定点）

【問VI-9】【換気措置等】 要件確認資料について、浮遊粉じん濃度を測定して確認した場合、全ての測定点の実測値を基に算出した空間全体の平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下となればよいですか。

【答VI-9】空間全体の平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下となることが必要です。測定点は換気措置等を講じる区域の広さに応じ、3～5mの間隔で任意の数を設定してください。

また、確認のための測定は、営業時間中の平均的な喫煙者の状態の時間帯に行ってください。

【問VI-10】【換気措置等】 換気量の要件を満た

す措置として交付決定を受け、要件確認資料の作成のため、風速を測定しましたが、風速の実測値から計算した理論上の換気量が $70.3 \times n$ ($\text{m}^3/\text{時間}$)を下回りました。この場合、粉じん濃度を測定し、その測定値が 0.15 (mg/m^3)以下となればよいですか。

(答Ⅵ-10) 工事前の交付申請の時点で測定を行い、換気措置等を講じた区域における粉じん濃度が 0.15 (mg/m^3)を超えていることを確認しており、かつ、事業実績報告時の測定で粉じん濃度が 0.15 (mg/m^3)以下となっていれば、助成金の交付を受けられます。

Ⅶ 計画の変更、中止又は廃止

(問Ⅶ-1) 都道府県労働局長の交付決定通知を受けた後、事業内容の変更に伴い、助成対象経費および助成金申請金額が変更となる場合は、交付決定内容の変更承認申請書を提出する必要がありますか。

(答Ⅶ-1) 申請事業の助成対象経費を変更する場合は、変更した事業内容と併せて、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認申請書(交付要綱様式第4号、以下「変更承認申請書」という。)を作成し、提出する必要があります。その際には、変更の根拠を説明する資料(見積書、設計図など)を添付してください。

変更承認申請書の様式は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>)から入手するか、最寄りの都道府県労働局にお尋ねください。

(問Ⅶ-2) 交付決定内容の変更承認申請が必要な場合として、助成対象経費が変更になる場合のほかに、具体的にどのような場合がありますか。

(答Ⅶ-2) 例えば、以下のようなものが挙げられます。なお、変更承認を受けずに勝手に事業内容を変更した場合、助成を受けられないことがあるので、十分に注意してください。

- ① 喫煙室の入口における風速など、設置する機械設備に関係する変更を行う場合
- ② 法人名または事業場名が変更された場合
- ③ 交付決定時に示された事業実績報告書の提

出期限を延長したい場合

(問Ⅶ-3) 交付決定内容の変更承認申請は、助成対象事業の着工後であっても申請は可能ですか。

(答Ⅶ-3) 着工後の申請も可能です。しかし、変更する部分の工事に着手する前に、変更部分について、都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

(問Ⅶ-4) 変更承認申請書の提出にあたって、別添として交付申請時において提出した申請書および添付書類について、変更部分を明示した上で提出することとされていますが、どのように明示すればよいのですか。

(答Ⅶ-4) 変更部分を下線により示すことを基本としますが、下線による明示が困難な場合は、変更箇所を○で囲むことや網掛け処理を行うようにしてください。

(問Ⅶ-5) 交付決定を受けた事業の「中止」と「廃止」の違いを教えてください。

(答Ⅶ-5) 本助成金制度では、事業の「中止」とは、交付決定された内容に基づいた事業を再開することを前提に中断すること、「廃止」とは、交付決定された内容に基づいた事業を中断し、今後はその事業を行わないことを示すものとしています。

なお、一旦事業を「中止」し、再開する場合は、都道府県労働局長あてに変更承認申請書を提出し、工事の完成予定日などの変更について、都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。また、事業を廃止した場合は、途中で事業を行った場合でも助成金の交付の対象とはなりません。

Ⅷ 帳簿の備え付け及び財産の処分の制限

(問Ⅷ-1) 交付要綱第14条に定める帳簿および資料(以下「帳簿等」という。)について、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間を経過するまで保存しなければならないとされていますが、措置を講じた事業場を承継または廃止した場合、帳簿等はどのように取り扱えばよいですか。

(答Ⅷ-1) 事業場を承継・合併した場合は、事業場の承継者が、帳簿等を交付要綱第14条に定める期日まで保管してください。

事業場を廃止した場合は、申請事業主が、帳簿

受動喫煙防止措置努力義務化

等を交付要綱第14条に定める期日まで保管してください。

(問Ⅷ-2) 交付要綱第15条に定める財産の処分等の制限は、措置を講じた事業場の廃止にともなう廃棄および転売を行う場合も、対象になるのでしょうか。

(答Ⅷ-2) 事業場を廃止した場合であっても、交付要綱第15条に該当するものについては、都道府県労働局長の承認が必要となります。

措置を講じた事業場を他者に貸与する場合も、都道府県労働局長の承認が必要となります。

(問Ⅷ-3) 交付要綱第15条に定める財産の処分等の制限の都道府県労働局長の承認について、申請書の例を示してください。

(答Ⅷ-3) 別紙2で示しているのので、適宜参考として

ください。

(問Ⅷ-4) 都道府県労働局長の承認を経ずに、助成事業主の負担で空調設備を設置するなど、喫煙室等の機能に影響を及ぼすような改造を行うことは可能でしょうか。

(答Ⅷ-4) 助成対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間を経過するまでは、助成事業主の負担で行うとしても、都道府県労働局長の承認を受けずに、喫煙室の機能に影響を及ぼすような改造を行うことはできません。

助成を受けた喫煙室等の改造を考えている場合は、速やかに交付額確定通知書を受けた都道府県労働局にご相談ください。

(別紙1及び2-省略)



[50頁から続く]

いるかもしれないのに対して、提案される代替物質は、生殖健康影響、認知障害、またはがんと関係しているかもしれない。代替物質の評価には、解決されなければならない正当な科学的問題が存在しているとはいえ、アスベストの場合については、単純に情報提供に基づく同意を要求する方針手続を引き延ばす理由になるほどのものではない。ロッテルダム条約のもとへのアスベストの包含は、相対的に安全な代替物質を発見する調査研究の実施と主要産業によるその採用を高めるだろう。

科学的証拠の疾病予防方針への効果的な翻訳における第3のギャップは、公衆衛生、産業発展、経済の進歩、雇用・政治の自主性の間のトレードオフを認める必要性である。ロッテルダム条約のもとでのアスベストのリスト掲載に反対する諸国の代表は、この包含が生産の禁止を伴うものではないことを認めるものの、それが国際貿易に否定的な影響

を与え、失業につながると主張する。中傷者たちは、国際的方針を出し抜く抜け穴や裏口をみつけて、活用するから、政治的コンセンサスなしには規制は効果がないかもしれない。このことは例えば、有毒な電子廃棄物と有害廃棄物の国境を越えた移動及び廃棄を規制するバーゼル条約について当てはまる。進行中のことではあるが一理性的な諸国は、公衆衛生を犠牲にして、経済的利益を守ろうとする圧力に抵抗できている。これは、これらのトレードオフをめぐる5年間の熟考と議論を経た、カリフォルニアの画期的な安全消費者製品規制の実施がよい事例である。

中皮腫を根絶することは可能であるが、科学的知見と人々を守る方針決定の間のギャップを埋めるために、われわれは一層強力に取り組まなければならない。

※<http://www.who.int/bulletin/volumes/93/5/14-142307/en/>



全国安全センター第26回総会福島・いわき開催

日時:2015年10月10日(土)13:30~11日(日)12:00

会場:いわき産業創造館 宿泊:いわき新舞子ハイツ

10月11日(日)午後には希望者によるオプションツアーも予定

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



少なくとも3人に1人が労働・環境で石綿に曝露

Press Release, WHO Europe, 2015.4.30

世界保健機関（WHO）欧州地域内の9億の人々のうち3人に1人が、すべての種類のアスベストをまだ禁止していない諸国に住んでおり、これは潜在的に彼らを労働及び環境においてアスベストに曝露させている。アスベストへの曝露は、肺、卵巣及び喉頭のがん、中皮腫及び石綿肺を引き起こす可能性があり、これらの疾患を根絶するもっとも効果的な方法は、すべての種類のアスベストの使用をやめることである。イスラエル・ハイファにおける環境と保健に関するハイレベル会議は、その閉会にあたって、すべての欧州諸国にアスベスト関連疾患を根絶するよう至急求めた。

「欧州において約15,000もの命、とりわけ労働者が、アスベスト曝露によって引き起こされる疾病によって失う余裕はありえない。アスベスト関連疾患によるすべての死は回避することのできるものである」とWHO欧州地域ディレクターのズザンナ・ジャカブ博士は言う。「われわれはすべての諸国に、2010年の公約を守って、今年末までに、アスベスト関連疾患を欧州から根絶する方針を確立するために、ハイファ会議から離れるよう呼びかける。そのために残された時間はわずかである」。

「眼を開かせる」報告書：アスベスト関連疾患根絶に向けた進展

会議で配布されたアスベスト関連疾患根絶に向けた進展に関する報告書は、自然の鉱物繊維の1グループであるアスベストが、労働において発症したがん全体の約半分の原因であることを示した。新しい推計によれば、欧州15か国における中皮腫による死が、社会に毎年15億ユーロの負担を課している（別表参照）。

この地域の53加盟国のうち38か国がすべての種類のアスベストを禁止しているというものの、残る15か国は、とりわけ建材に、アスベストを使用し続けており、それを生産及び輸出している国もある。たとえ使用をやめた後でも、アスベストは環境中に残っているために、遅滞なくかつ安全に除去及び廃棄される必要がある。

「アスベストは、それに曝露したことによる健康障害が通常は数十年たってから現われることから、静かな殺人者として知られている。これは、欧州全体にまたがって、今後より多くの人々が病気にかかり、死亡すると見込まれることを意味している」と、伝染

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

病・医療保障・環境分野ディレクターのグエナエル・ロディエは言う。「この新しい報告書は、欧州諸国がいかにアスベスト関連疾患を根絶できていないかを評価するとともに、今後のための勧告を提供している」。

ここ1週間のうちに、ロッテルダム条約の化学物質レビュー委員会は、もっとも一般的なアスベストの種類であるクリソタイルまたは白石綿を、輸出国に対して輸入国が貿易を行うための同意を与えなければならない物質に掲載することを検討することが予定されている。

「アスベスト関連疾患の根絶は、イスラエルにとって優先課題のひとつである。すでに2011年にわれわれは新たなアスベストの使用を禁止する法律を制定し、既存の飛散性アスベストの除去を求め、アスベスト・セメント廃棄を指導している」と、イスラエル環境保護省事務局長のデビッド・レフラー博士は言う。「西ガリラヤでアスベスト廃棄物除去プロジェクトが実施されていて、2014年12月までに221か所で8万平米の廃棄物が除去された。アスベスト関連疾患に関するデータベースが、アスベストの健康影響を監視するうえでの鍵と考えており、定期的に維持されている」。

欧州におけるよりよい環境と保健に向けた道を舗装する

会議に参加したすべての欧州諸国は、2010年に採択された、期限を定めた目標の達成に向けて取り組むという公約を再確認した。これには、以下のための具体的諸ステップが含まれている。

- ・ 様々な関係者及びプロセスとのパートナーシップを強化または確立するとともに、既存の方針文書及びツールを活用する
- ・ 理解を高めるとともに、環境と保健に関する取り組みを支持する経済的主張を活用する
- ・ 来たるべき2015年以降の持続的開発課題との調和を図る

また、以下によって引き起こされる21世紀の環境・保健課題に対処することも合意されている。

- ・ 複雑なリスクファクター：大気、水、廃棄物または化学物質

別表 欧州15か国における中皮腫事例の年鑑総費用

国	中皮腫件数(過少推計)	総費用(?)
オーストリア	80	21,035,120
ベルギー	156	41,018,484
デンマーク	71	18,668,669
フィンランド	75	19,720,425
フランス	826	217,187,614
ドイツ	1,063	279,504,157
イタリア	1,235	324,729,665
オランダ	395	103,860,905
ノルウェー	54	14,198,706
ポーランド	96	25,242,144
ポルトガル	19	4,995,841
ルーマニア	58	15,250,462
スペイン	263	69,152,957
スウェーデン	123	32,341,497
イギリス	1,891	497,217,649
合計	6,405	1,684,124,295

出典：WHO欧州地域におけるアスベストの人的及び金銭的費用、会議報告、コペンハーゲン：WHO欧州地域事務所：2013。

- ・ 環境・保健と直接関連する複雑なシステム：食品、エネルギーまたは都市
- ・ 国際的な環境・保健保障に関すること：災害及び気候変動

ハイファにおけるハイレベル会議の結論は、2017年に予定される第6回環境・保健関係閣僚会合までの重要な里程碑である。

- ・ すべての種類のアスベストを禁止していない15か国：アルバニア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、カザフスタン、キルギスタン、モルジブ共和国、ロシア連邦、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン
- ・ 2010年に欧州地域諸国によって採択された5つの期限を定めた目標は、2020年までにすべての子供たちに安全な水と衛生の提供、2020年までに日常生活における子供たちのための健康で安全な環境の創出、2015年までに子供たちの屋

内環境からタバコ煙をなくす、2015年までに子供たちの環境を有毒化学物質から保護、2015年までにアスベスト関連疾患を根絶する方針を策定、である。

- ・ ロッテルダム条約第7回締約国会議 (RC COP-7) は、バーゼル条約第12回締約国会議 (BC COP-12) 及びストックホルム条約第7回締約国

会議 (SC COP-7) と連続で、2015年5月4-15日に開催される。



※<http://www.euro.who.int/en/media-centre/sections/press-releases/2015/at-least-one-in-three-europeans-can-be-exposed-to-asbestos-at-work-and-in-the-environment>

アスベスト・パラドックス

The Asbestos Paradox, WHO Bulletin, 2015.2.27

アスベスト・パラドックス: 疾病予防の 翻訳科学におけるグローバル・ギャップス

このオンライン第1版は、ピアレビューを受けて承認・発行されたものであるが、フォーマットされておらず、筆者及び校正者によって仕上げられてはいない。
Oladele A Ogunseitan (カリフォルニア大学アーバイン校公衆衛生プログラム公衆衛生・疾病予防部)

胸膜の悪性がんである中皮腫は、ほとんどもっぱらアスベスト曝露によるものである。どうすれば、この十分に予防可能ながんを根絶できるか? アスベスト繊維への曝露が致死的な疾病を引き起こすという科学的コンセンサスにもかかわらず、われわれは、表向きは生活の質を改善するよう設計されたという製品にアスベストを使用し続けている。例えば、アスベストは世界中で、自動車のブレーキ・ライニングや水を殺菌するための塩素を生産する塩素アルカリ産業—とりわけ開発途上国において家屋用の波形屋根材に、いまなお使われている。

アスベスト・リスクの科学的知見を、がんその他の疾病予防のための方針に翻訳するなかで、地域的格差が持続している。いまや中皮腫の大部分の事例は、アスベスト生産国及び製品を使用する開発途上国においてみられており、そこではアスベストの毒性の科学的知見は、翻訳のなかで失われてきたようにみえる。影響を受ける人々の、正しい診

断や医療、訴訟へのアクセスへの機会が相対的に少ないように思われるのは、そのような諸国であり、われわれは中皮腫事例の次の波をみることになるだろう。科学の翻訳における3つのギャップに関する考え方をここに示す。①方針決定を科学的不確実性の枠内におこめること、②より安全な商業用品の選択における代替品評価の役割、及び、③科学的証拠の疾病予防への翻訳、である。

よく知られたアスベスト曝露の危険性から労働者を保護するよう設計された、国際労働機関のアスベスト条約は、1989年6月16日に発効した。それから25年近くたつのに、資格のある184か国の19%である35か国しか、同条約を公式に批准していない。対照的に、(資格のあるものの83%である)184か国が、1998年の国際貿易における一定の有害化学物質及び農薬の次善の情報提供に基づく同意手続に関するロッテルダム条約の加盟国である。しかしながら、もっとも多く使用されている種類である—クリソタイル・アスベストを、ロッテルダム条約付録Ⅲに含めるという企図は繰り返し、直近では第6回締約国会議において、ほとんどが大きな規模でアスベストを生産、使用及び輸出し続けている7か国による反対のために失敗している。クリソタイル及びすべての種類のアスベストがヒトに対して発がん性であるとする世界保健機関 (WHO) の代表による力強い証言にもかかわらず、少数の反対者が勝利を収めている。さらに、家屋用建材へのクリソタイル

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

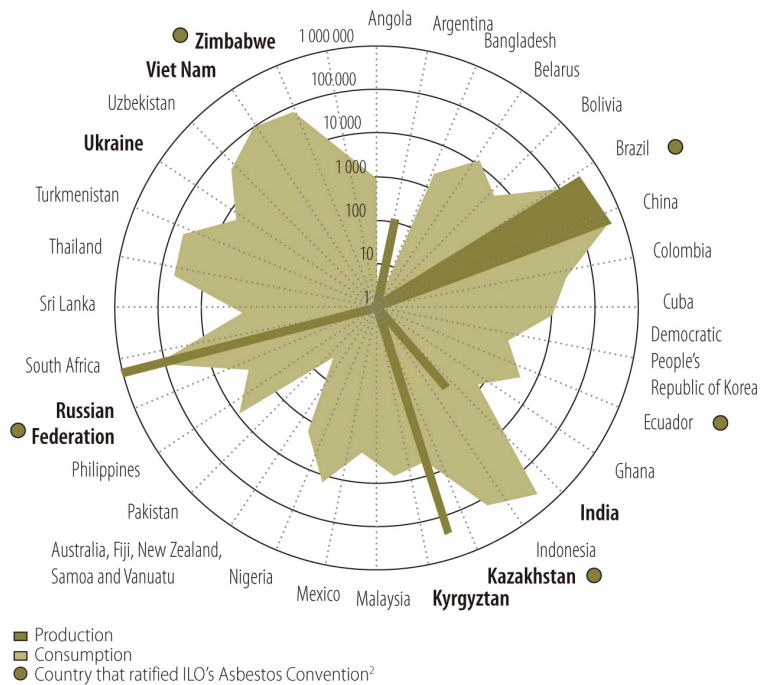
のひろくいきわたった使用を踏まれば、職業的状況のなかで有害な曝露を保護し、一般の人々を脅かす環境汚染を防止するのは不可能である。ロッテルダム条約のもとでクリソタイル・アスベストを規制する提案への反対者は、科学的証拠の国際的疫学予防方針への翻訳における3つの主要なギャップに焦点をあてている。

第1のギャップは、方針決定を科学的不確実性の枠内におしこめることに関するものである。例えば、ある国の代表は、ロッテルダム条約のもとでのアスベストのリスト掲載を支持する十分な科学的証拠はないと主張する。この反対は、科学的プロセスの複雑性、及び、有害曝露と疾病結果との因果関係に寄与す

る諸要因の固有の可変性に対する理解の欠如を反映している。アスベスト曝露の影響の観察研究の知見には、小さな相違がある。それらは、アスベスト曝露と遺伝的、環境的、社会的要因の間の複雑な相互作用の結果である。この分野における出版された研究には、アスベスト産業と利害の衝突をもつかもしれない研究室によって提供された調査も含まれている。このことは、科学的証拠のなんらかの評価を複雑にしている。現実には、もっとも影響を受ける人々を保護する方針決定に至るためには、様々なカテゴリーの組み合わせが用いられる。提案されているクリソタイル使用のための情報提供に基づく同意の要求事項は、独立的な科学者によって実施された数多くの実証的及び機構的研究からの首尾一貫した信頼できる証拠に基づいている。

第2のギャップは、消費者向け製品に使われる相

図1 アスベスト生産・消費国 31か国 2011年



Notes: ILO: International Labour Organization. Seven countries, written in bold typeface, voted to block the initiative to require prior informed consent for international shipment of chrysotile asbestos during the 2013 Conference of Parties to the Rotterdam Convention.

Data sources: Rotterdam Convention on the Prior Informed Consent Procedure for Certain Hazardous Chemicals and Pesticides in International Trade UNEP/FAO/TC/COP6/20¹ and asbestos statistics and information.⁵

対的に安全な物質の選択における代替品評価の役割である。例えば、クリソタイル・アスベストの国際的規制に反対する2か国の代表は、代替物質は、人の健康や環境に対するリスクを比較するのに十分には研究されていないと主張する。また、アスベスト使用を段階的にやめて、相対的に安全な代替品に置き換える意思をもっている諸国に対する技術的支援が不十分であるとも主張されてきた。この問題—物質のライフサイクル・アセスメントや帰納的同等性を含めて—非常に異なる特性や潜在的な健康・環境影響にまたがった比較を行う努力に対処するための科学的手法が開発されている。評価手法はまた、様々な理にかなった疾病のエンドポイントも比較しなければならない。消費者用製品に使用される特定の物質が呼吸器疾患と関係して

[46頁へ続く]

原発災害⑩残る人の残る理由

柚岡明彦

2011年3月25日、南相馬市の避難所となっている鹿島中学校の体育館を訪ねた。県外避難が相次ぐなかで避難せずに地元に残っている人々に「残る」理由を聞いて歩いた。

◇

阿部アヤ子さん(88)は、いったん新潟にいる娘のところに避難したが、4日前に帰ってきたという。水道水が復活したのは翌日の3月22日夕方だった。「なんだか避難しろと言うけれど……」と言葉を濁す。ずっと住み続けている地元を後にすることなど、この年になって考えられないという。

◇

鹿島区の大工の鈴木重治さん(63)の理由は明快だった。「動物がいるんだ。猫。チビっていうんだ。4歳」。「あの日」は揺れに襲われて、同居の祖母(94)と弟(57)は市が用意したバスに乗って新潟市へ避難したが、鈴木さんだけは残った。「まさか猫は持ち込めねえし、かといって置いていかれんしね」。自宅にあるものを食べていたが、冷蔵庫が空になり、しょうゆをかけただけのご飯を食べ、そのしょうゆも底をついた。それで「飯だけいいかな」と鹿島中学校の体育館に通うようになった。

鈴木さんはどこか素朴な雰囲気だ。「3月11日はけっこう揺れたよ。タンスをつかんでいたね。外には逃げなかったな。それから数日間だけ『さくらホール』(鹿島区にある鹿島生涯学習センター)に逃げて、ちょこちょこ家に戻って、そうしたら原発の騒ぎになった。それでさくらホールからこの鹿島中学校に来て、夜は家に戻っているんだ」

長男は小高区で所帯を持っていて宮城県に避難した。長女は就職先の東京都にいる。次女は爆発事故を起こして放射能をまき散らした東京電力福島第一原発がある大熊町に住んでいたので、郡山市を経由して三重県に向かった。三女は嫁ぎ先の岩手県にいる。「とくに三女が『逃げてこい』って言うんだけど、『様子みっから』と断っているんだ」

猫のために残っている鈴木さんに、娘たちはカン

カンドという。いつの間にか回復していた電話での会話は例えばこんな感じだ。

「昨日、テレビで見たけれど、原発の3号機で黒煙が出ていたじゃん」

「よくなってきているようだ」

「本当によくなってきているのっ。危なくなってからじゃあ遅いんだよ」

「でも大丈夫だ」

「ガソリンだって今度はいつ入れられるか分からないしっ」

「もう少しだけ様子を見るよ」

そうしていつも娘の「なにかあったら連絡してね」で電話は終わる。

鈴木さんは、娘たちの心配に感謝しつつ、「あきらめるしかねえな。爆発したら終わりだもの」

生まれ育ったのはもちろん鹿島区だ。「いいところだよお。雪はそんなに降らないし、台風の被害もないし。でもこんな津波が来るとはなあ……。津波で終わったならよかったんだけど、原発まで……」

ふるさとへの愛と、そしてなによりも猫のことが心配なのだ。

チビはもともと野良猫だった。「ちっちゃいのを誰かが投げていったんだよ。3年ぐらい前になるかな」。エサをあげたらなついてしまっただけを追いかけてきた。それで鈴木家の家族に迎え入れた。だから年齢の4歳は推定だ。「地震が起きててもどこにも行かねえんだ。いま妊娠しているみたいでね。かごとおとなしくしているよ。今はこたつにもぐっているんじゃないかな」

鈴木さんはちょっといたずらっ子のように語った。「実はね、体育館や親戚宅に避難した人で、ここに帰ってきている人もいるんだよ。知っているだけで5〜6軒はあるね。だって夜になると電気がつくから分かるんだ。昨日もみんなと話したんだ。役所の人とは話にならんと。今朝も官房長官が30⁺。圏は避難しろって言っていたけれど、南相馬の住民はやんねえよ」

2週間後の4月8日に鈴木さんに電話をしたら、「ばあちゃんも弟も自宅に帰ってきているよ。チビ?よく食べているね。物資の配給も進んできて自分もようやく食べられるようになった。チビは自分のそばから離れないよ。俺が外に出ようとすると追っかけてくるんだ」



「この子を置いていくなんてできないよ」。鹿島中学校に身を寄せている小高区の電気工事業田中隆雄さん(68)とノリ子さん(69)夫婦が訴える。かたわらには愛犬ダックスフントの雄レオ(7)。「この子がかわいくてね。投げていけないのよ。孫と一緒になのよ」とノリさんは重ねて訴えた。

3月11日、激しい揺れに家の中の台所はぐちゃぐちゃになり、屋根も壊れた。仕事でだった隆雄さんは焦った。女房とレオは原町区に用事に出ているはずだ。大丈夫なのか。しかし携帯電話は通じない。ようやく2時間後に帰宅すると、ノリさんと「この子」レオが家の外にいた。隆雄さんのきょうだいやいとこは行方不明のままだ。

翌日、原町区にある石神中学校の体育館に避難したが、南相馬市職員に「犬はダメだ」と繰り返されし迫られた。隆雄さんが「確かめてくれ」と何度も求めても、「そんなことはできない」「人間優先だから」とはねつけられた。「もうちょっと親身になって欲しかった」と涙を流しながらふりかえる。

それで体育館の外にならば置いてもいいという鹿島中学校に移ってきた。田中さん夫婦は体育館で過ごし、レオは駐車場に置いてある車の中で過ごしている。午後6時になるとレオの時間だ。最低2時間、「親子3人一緒」の時を楽しむ。「ご飯を作ってあげて、私が食べさせているんだ」と隆雄さん。レオは体調が悪いときはドッグフードを食べないのでソーセージを刻んだりヨーグルトを飲ませたりする。「元気になると食べてくれるんだ」

ノリさんがつぶやく。「本当は避難すればいいんだけど」。隆雄さんもため息をつく。「地震だけならば家で過ごせたはずなんです。原発さえ無ければ。レオはおრიこうさんでねえ。おとなしいし吠えないんです」。この鹿島中学校にも新潟行きの避難バスに乗るかどうかの募集があった。「でも、



体育館の外で保護されている犬。飼い主が様子を見に来ていた＝鹿島中学校体育館

やっぱり犬はバスに乗つけられないって言うんだ。それなら自分の車で行くよっていっても今度は新潟側が受け入れ態勢がないって。避難したいけれど、それが(残っている)一番の理由です」

長男が茨城県に、長女は東京都にいる。その長女から「すぐに来い」という電話がひんぱんにかかってくる。しかし車に入れるガソリンがない。車を動かさなければレオを置いていくしかない。夫婦にそんな選択肢は全く無い。

レオは生後2カ月の時に友人からもらった。犬好きの夫婦は、それまでは外飼いだだったが、レオのときからは家の中で飼うことにした。隆雄さんが語る。「それで夫婦2人だけで7年間、この子を育ててきたんだ。この子を置いて移動するなんて考えられないよ。この子は放したら誰が飼ってくれるんだ。それにレオは私を信頼していると思う。だからよけいに置いていけないよ」

やはり2週間後の4月8日に田中さん夫婦に電話をかけて近況を聞いた。鹿島中学校を出てデイサービス施設に移り、さらにそれから南相馬市鹿島保健センターに来ているという。どこも犬は屋内に入れていけないと言われているので、田中さん夫婦はレオと一緒に車の中で寝泊まりしているという。



鹿島区のネギ・ハクサイ・ダイコン農業星トキ子さん(64)も、市が用意した避難用バスについて「乗らない」ときっぱり言った。「ここで、ずっと鹿島区で暮



左から、森早世さん、優真くん、智子さん。遗体で見つかった希美さんの火葬を終えるまで動かないという＝鹿島中学校体育館

らしていこうと思っているから」。鹿島区に嫁に来て42年か43年になる。もうふるさとも同然だ。

3月11日の津波で家は崩壊した。その日から鹿島中学校暮らしだ。会津若松市に避難していた三男も戻ってきたという。「もう自宅には住めないけれど、あと10年生きればいいのでアパート生活を考えている」



堀込畳店をいとなむ堀込秀信さん(62)は「死ぬまでここにいます」と言った。堀込さんの自宅は鹿島中学校の裏側にあるから体育館暮らしはしていない。日中は体育館に来て地域住民とおしゃべりしながら情報交換をしている。

畳店は妻(60)や息子らとの家族経営で、2007年7月にあった新潟県中越沖地震では仮設住宅用の畳1000枚を4日間で作ったという。長男と次男、孫の計3人は原発事故をうけて新潟県妙高市に避難した。

「だって行くとこないもん。自宅は風呂場のタイルは割れているし基礎も下がったけれど、高台にあったからなんとか無事だ。それに住めば都って言うだろう。ここで生まれ育ったから、ここしか知らねえんだ、生活をする場所としては。住民同士は仲がいいのかって? そりゃあどこに行っても派閥ってものはあっぱ。仲いいものはいい。悪いものは悪い。どこに行っても同じだっぱ。いろいろだわい。それよりも商売を何とかしていかないと。今の時点でどうしようか考えつかない。家にいて、テレビ見て、原発どうなっ

ていると。原発が安定したら妙高に迎えに行こうと思っているよ」



鹿島中学校の壁際で小さな子どもが走りまわっていた。さくらホールから1週間前に移ってきた森さん一家だった。

3月11日、海沿いにある自宅が津波に襲われた。父親の吉安さん(51)、母親の智子さん(46)、長女の早世果さん(22)、次女の希美さん(21)、早世果さんの長男の優真くん(1歳7カ月)の5人暮らしだった。友人宅に遊びに行っていて逃げ遅れたらしい希美さんが亡くなった。

早世果さんが語る。前日まで39・5度の高熱を出していた優真くんが原町区にある南相馬市立総合病院に行けたおかげでようやく鼻水だけに落ち着いてきたという。「妹はわがままでしたね。仲はよかったし、この子(優真くん)の面倒をよくみてくれたし、この子も懐いていましたし」

母親の智子さんがしのぶ。「家は海のそばで、津波が来たらどうしようかって話をしていました。そうしたらこんなになっちゃって。希美は1週間ほどして見つかりました。やっと見つかったね。寒かったね。そんな声をかけました。口の中が泥だらけになっていました。年子なんでわがままでしたけれど、でも優しい子でした。希望を持って美しい子に育って欲しいとつけた名前でした。希望はがたがたですけれどね」

森さん一家が残っている理由。それはただひとつ、「希美さんを火葬するまでは離れない」というものだった。

もしも希美さんに言葉をかけるとしたら、と聞いた。

智子さんは「希美がいなくなったけれど、これからがんばって生きていくからね。できればこの地区で」と話した。そして地域への思いを続けた。「私はもともと原町(現在は南相馬市原町区)です。結婚して鹿島区に来ました。もう離れられない場所ですね。どこかに避難しちゃって生活の不安があるし、ここにいると復旧する姿も見られますので」と気丈に言葉を紡いだ。

過労死防止学会設立記念シンポ 東京●来年の総会は関西で開催予定

2015年5月23日、東京・明治大学において「過労死防止学会設立記念大会」が開催され、研究者、医師、弁護士、過労死で亡くなられた人の遺族ら約160人が参加した。

発起人を代表して、森岡孝二・関西大学名誉教授による開会の後、厚生労働省労働基準局総務課に新たに設置された過労死等防止対策推進室の室長があいさつ。これまでの研究の不十分さ、時短対策も全国平均値偏重であったことなどを認め、国としても今後研究をしていくし、皆さんの取り組みにもデータ提供等の協力をしていくので、成果をバックしていただきたいなどと述べた。

第I部：記念シンポジウム「急がれる過労死の調査研究と防止対策—いま何が問われているのか—」は、川人博・全国過労死弁護士団幹事長と笠木映里・九州大学法学部准教授の司会で進行。まず、寺西笑子・過労死を考える全国家族の会代表、熊沢誠・甲南大学名誉教授、加藤敏・自治医科大学精神医学教室教授の3名から報告を受けた。

寺西氏は、飲食店店長だった夫を過労自死で亡くし、労災認定、民事裁判で会社側が謝罪・

和解に至った自らの経験と、過労死等防止対策推進法の制定実現に至る全国家族の会の思いと努力、法制定後の取り組みを報告。現在、導入が企まれている「高度プロフェッショナル制度」や「企画型裁量労働制の拡大」は過労死防止法の理念に逆行すると指摘して、四半世紀続いた過労死に歯止めをかけ、過労死のない社会の実現をめざして、「残業代ゼロではなく過労死ゼロ!」の実現を!ともにがんばりましよう」と訴えた。

熊沢氏は、その著書『働きすぎに斃れて』等で紹介してきた個々の具体的事例、また、根底にある日本企業の働きかたの労務管理や、「特別条項」を含む36協定を容認する労働組合や十分な規制ができていない労働行政の責任等の重層的な要因を指摘しつつも、今回は、過労死・過労自死を招くまでの働き過ぎには、「強制された自発性」に基づく、労働者のある主体的な適応の側面があるのではないかと問題提起。根絶するためには、重層的要因を見据えたあらゆるレベルでの取り組みが必要であるが、労働者の働きかたの自主性との関連で、ますます多数者になりつつある<ノンエリート<の自立>

の思想の確立を訴えた。

加藤氏は、「ここ最近の日本(2010年代)における職場情勢とメンタルヘルス」と題して、職場結合性うつ病・双極性障害(合わせて職場結合性気分障害)の概念を提唱するとともに、多くの具体的事例も紹介。ストレスと悪性腫瘍との関係や自殺企図の好発期などに従来の考え方の見直しも必要とするとともに、問題拡大の背景として、例えば、仕事の成果を毎日コンピュータで表示(電子刑務所)、単純作業の加速化、成績表出の機会が少ない仕事、作業指示のためのイヤホン装着の定着等々の、非人間的な作業の拡大を指摘した。

休憩をはさんで、予定討論として、以下の方々が発言。

ノース・スコット・大阪大学人間科学研究科教授は、「高度プロフェッショナル制度」等の過労死防止に逆行する動きと重ね合わせて、「防止対策推進」という法律の名称にも懸念を示し、文字通りの「防止法」にしていく必要性を指摘した。

岸玲子・北海道大学環境健康科学研究教育センター特任教授は、過労死・過労自殺予防に「立法の役割が依然として大きい」こと等を指摘した。2011年の日本学術会議の提言「労働雇用と安全に関わるシステムの再構築を—働く人の健康で安全な生活を確保するために」と、これも受けて日本産業衛生学会の政策法制度委員会でも継続的な取り組みがなされていることを紹介した。

西谷敏・大阪市立大学名誉教授は、過労死等予防の根幹は労働時間対策であるということを強調して、防止対策推進法やまとめられようとしている大綱案の内容に懸念を表明。また、労働時間問題に関連して、過労死等の健康面からだけでなく、生活時間等からのアプローチも重要等と指摘した。

東海林智・毎日新聞記者は、寺西さんらが取り組んだ裁判は負けたかたちになっているが、過労死等認定事例を出した企業名の公表はいまでもなお重要だということと、「高度プロフェッショナル制度」に注目が集まっているが、過労死等をもたらすという点では「企画型裁量労働制の拡大」がより危険と考えていると指摘した。

その後、会場からの質問や発言も交えて、全体討論が行われた。懇親会の場でのやりとり等も含めて、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」策定を中心とした過労死等防止対策推進協議会では、緊張したぎりぎりのやりとりを重ねながらも、当事者代表委員（家族の会の代表）と労働者代表委員との連携も確立、個々の文言や施策において一定の建設的な進展を実現できているように感じられた。

第2部は設立総会で、過労死防止学会の規約、役員体制、予算等の案が提案・了承された。以下は、その要約。

- ・名称：過労死防止学会（英語表記：Japan Society for Karoshi Research）



- ・目的：過労死（過労自殺及び過労疾病を含む）の実態、原因及び背景に関する調査研究を行い、その成果を過労死の効果的な防止のための対策と取り組みに生かすことを目的とする。
- ・会員：過労死被災者とその家族、勤労者のいのちと健康に関心をもつ研究者、弁護士、活動家、ジャーナリスト、その他の会の目的に賛同する個人
- ・会費：一般会員年額5,000円、過労死遺族・大学院生・学生会員年額2,000円
- ・役員：発起人全員がそのまま幹事になり、若干名の常任幹事、事務局を置く。代表幹事は、森岡孝二・関西大学名誉教授
- ・来年の総会は5月頃、関西で開催の予定。
- ・ウェブサイト：<http://www.jskr.net/>



大阪過労死防止センター設立

大阪●幅広い地域のネットワーク

3月13日、過労死防止大阪センター設立総会が開かれた。

2014年11月から「過労死等防止対策推進法」が施行され、法の成立にいたった運動を担ってきた全国過労死を考える家族の会などの団体が各地域での運動拠点としてのセンターの設

立を呼びかけたことから、大阪でも準備が進められてきた。もともと過労死の労災認定運動の先駆けとなったのは大阪であったということもあり、過労死裁判を多数手がけてきた松丸正弁護士や岩城穰弁護士、家族の会の寺西笑子氏、森岡孝二関西大

学名誉教授などそうそうたるメンバーを中心に、広く呼びかけられて、「過労死防止大阪センター」は、大阪で労働安全衛生、労働問題に取り組む団体のほとんどが幹事として参加する大きなネットワークとなった。

結成総会では、精神科医の粥川裕平氏が「21世紀日本のメンタルヘルスと過労死防止」と題して講演を行った。粥川氏が最初にふれたのは、1979年に過重労働により精神疾患を発症した建設コンサルタント社員が自殺を諮った事件が、労働組合などの支援によって1984年に労災認定されたことを新聞で知ったときのこと。「精神医学界がひっくりかえる」という感想を持ったという。その後、日本の精神科に通う人数は増え続け、自殺統計は14年連続3万人を記録した後ここ3年は3万人を切っているが、若者の自殺も多いことなど状況などを話された。とくに興味深かったのは、復職について粥川先生独自の判断基準を紹介されたことだ。労働組合と企業間でのメンタルヘルス不調で休んだ労働者の職場復職交渉は様々な困難があり、医学的な基準があれば助けになるのではないだろうか。

講演の後は、リレートークで当センター西野方庸事務局長、長年大阪労働健康安全センターの事務局長をされた北口修造氏、大阪府労働事務所と相談対応をしてきた橋本芳章氏、そして家族の会の寺西笑子氏が次々と大阪での過労死問題の現状や今後の取り組みの展望や期待を

語った。

結成総会には、会場の収容人数を上回る140人が集い、関心の高さがうかがわれた。

大阪で運動団体によるこのような広いネットワークが形成され

たのは、近年の運動では初めてのことでないかと思う。今後の連携と互いに知恵を絞った活動を展開することに期待したい。



(関西労働者安全センター)

上司からの暴行で視力低下 滋賀●外国人実習生受け入れ停止処分

事件から1年以上経っているにもかかわらず、彼の名前をインターネットで検索すると、いまだに目を背けなくなる写真が検索結果に挙がってくる。

左目はひどく腫れ上がり、瞼はまったく開かない。鼻骨が折れた際に裂けた皮膚からは未だに血がにじみ出ている。この状態で無理に笑おうとしている顔が逆に痛々しい。

外国人技能実習生として来日し、滋賀県にある従業員35名の工業用プラスチック製品製造工場で働いていた彼に起こった災厄は、夜勤中に発生した製品不良に原因があった。不良発生の翌日には担当係長から注意を受けていたものの、その数日後の朝礼中に工場長から突然暴行を受ける。武術の心得があるというこの工場長は、怒りにまかせて彼に襲いかかったわけではなく、不良発生によって数百万の損害が発生したことを出席者全員に話したのち、「これはお前がやったんだろ?」と被災者の腹部

に前蹴りを見舞い、壁に当たって跳ね返ってきたところに顔面へ左拳突きを入れ、彼の顔の左半分を粉砕した。

被災者は蹴りを食らった下腹部に激痛を感じたあとのことはよく覚えていない。朝礼中彼の隣に立っていた同期の技能実習生によると、顔面から多量の出血を流して悶えている被災者をそのままに、工場長は何食わぬ顔で朝礼を続けたという。この異様な光景に、「なんだかそのままにしておくのはいけない気がした」同僚は、被災者を引きずって外に放り出した。ついでに携帯電話で写真を撮ってツイッターで拡散させたのもこの同僚であるから、ありがたい友人もいたものである。

外国からの預かりものである技能実習生を文字どおり傷物にされた監理団体は、さすがに会社に抗議をした。しかし、基本的に受け入れ企業は彼らにとって重要な顧客であり、それほど強くは言えない。せいぜい被災者を

病院に搬送して治療を受けさせる程度が限界であり、しかも本人に代わり「今朝階段で転んで左目を強く打った」と病院に対して説明して事故を隠そうとした。この日の病院のカルテには「左頬部から鼻部、眼窩にかけて腫脹を認めます。左鼻骨骨折、左眼窩下壁及び内側壁に骨折を認めます」とあるが、健康な27歳が階段で転んで負うレベルの怪我ではない。

会社も少しは責任を感じたのか、休業中の賃金を補償するとともに、治療費を加害者負担にすること、加害者から慰謝料として5万円を支払うことを提示したが、これがかえって被災者の逆鱗に触れる結果となった。いくら途上国出身とはいえ、暴行事件による重傷に5万円の示談金はないだろう。

こののち、被災者は出身国の総領事館に相談し、そのアドバイスに従って警察に被害届を出し、また、労災請求も行った。会社は、賃金全額を補償しているのだから労災請求をしなくてもよいのではないかと抵抗したが、「当社製造現場において実施された朝礼の際、被災者が担当した作業において発生した製品不良について、工場長からその原因について説明を求められたとき、当該工場長に足蹴りおよび顔を殴打されたことにより負傷したものである」と災害の原因及び発生状況欄に記載されているとおり、作業に関連して暴行を受けたのであるから明らかに業務災害である。しかも軽傷ではなく、

眼窩底骨折により左顔面に痛みやしびれなどの神経症が残ったほか、視神経障害として複視と著しい視力低下が認められる。後遺障害だけではなく、視神経障害については失明や白内障などのリスクもあり、アフターケアが必要となるだろう。整復手術で顔面に著しい醜状が残らなかったことが不幸中の幸いであった。

この期に及んで手のひらを返すように監理団体も被災者の権利擁護に回り(とはいえ少し目を離すとすぐに被災者に不利益になるような行動に出るが)、入国管理局に報告がなされた結果、当該企業は外国人技能実習生の受け入れ停止、加害者に対しては裁判所から罰金刑が下された。

暴行は論外として、この機会に本件に関する外国人技能実習制度上の問題も指摘しておく。第一に、技能実習管理の問題である。外国人技能実習生は技能実習計画に基づき実習に従事することになっているが、日々技能実習日誌という記録を付けなくてはならない。これらを全うするためには、技能実習指導員と呼ばれる日本人従業員が常に外国人技能実習生に付き添っている必要がある。一人で夜勤に就

いていた被災者には、このような指導員からの指導もなく、製品知識もないまま作業を続けていたに違いない。この事実を、事件の調査に入った入国管理局も重く見たと思われる。

第二には割増賃金を加えても時間にして1,000円にも満たない賃金で外国人だけを夜勤に使用していた問題である。本来、「報酬が、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」が外国人がわが国で就労する要件であるが、技能実習生が低賃金労働者であるということはすでに常識になってしまっている。コスト面から日本人従業員を夜勤に就けることを厭う企業心理は分からないでもないが、技能実習生のみが作業に従事し、その結果多額の損失が出たというのであれば本末転倒であろう。

今回の事件は、数百万程度の不良品排出だけにとどまらず、刑事事件に発展したことで会社への社会的評価に影響を与え、さらに技能実習生の受け入れ停止にまで発展した。安易な低賃金外国人労働者の流入に対する警鐘となるべき事件であった。



(関西労働者安全センター)

産業用ロボットに挟まれ重傷

大阪●外国人技能実習生の労働災害

技能実習生として来日中のグ

ナルディさんは、3年間の契約期

間の最終年に入って産業ロボットに挟まれて重傷を負った。

この会社では、亜鉛鍍金を施すための500℃の釜に製品を浸漬し、また取りだす作業をアーム型のロボットが行っている。被災者はその作業場に侵入してロボットに挟まれて負傷してしまった。

なぜわざわざ作業中のロボットの側に近づいてしまったのか。被災者は、作業に使う濡れた軍手を休憩時間中に高温の釜の側で乾かしており、作業に戻る前に軍手を取ろうとしたところだった。当人によると、そのときロボットがまだ休止中であるとの認識であったが、実際にはすでに稼働開始あるいは稼働されたところだったのかもしれない。

会社側担当者は、普段の慣れやロボットの危険性に対する認識不足が今回の事故の遠因で、過去2年間に一度もケガがなかったことも慢心につながったのではないかと分析し、本人の不注意に原因がある事故ということで片づけようとしているが、労働安全衛生規則で求められている事業者の取るべき措置を怠っている。

同規則150条4では、「事業者は、産業用ロボットを運転する場合(教示等のために産業用ロボットを運転する場合及び産業用ロボットの運転中に次条に規定する作業を行わなければならない場合において産業用ロボットを運転するときを除く)において、当該産業用ロボットに接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、さく又は囲いを

設ける等当該危険を防止するために必要な措置を講じなければならない」としている。同条の解釈は、

- (1) 出入口以外の箇所から労働者が可動範囲内に容易に侵入できない構造とすること。
- (2) 出入口を設ける場合にあっては、次のいずれかの措置を講ずること。

イ 出入口に扉等を設け、又はロープ、鎖等を張り、かつ、これらを開け、又は外した場合に非常停止装置が自動的に作動する機能(インターロック機能)を有する安全プラグ等を設置すること。

ロ 出入口に4-1-2の光線式安全装置又は安全マットを設けること。

ハ 出入口に運転中立入禁止の旨の表示を行い、かつ、労働者にその趣旨の徹底を図ること。

となっている。

この現場では出入口が設けられているため、作業者が入る場合は非常停止装置が自動的に作動する機能を敷設する必要があるが、その装置がなかったために発生した事故であった。

被災者はロボットに挟まれて腰骨を骨折しただけでなく、尿道も損傷したため排尿ができず、この1年間で尿道または膀胱カテーテルを用いて生活を続け、自分の意思に関係なく排出される尿を溜めるバッグを常に携帯し非常に不便を感じていた。この状態には外科手術を通じて尿道の再形成に成功したことで解放されたが、現時点では生殖障害が残るおそれが指摘されている。

また、この1年間は不眠・不安に苛まれていたため、精神科にも通院している。精神疾患として併せて療養補償請求を行い、労災事故に関連する疾病として認



めらるに至っている。

(関西労働者安全センター)

セウォル号惨事から一周年

韓国●政府が安全革新マスタープラン発表

世越号惨事1周年を前に、政府が安全革新マスタープランを発表

世越(セウォル)号惨事1周年を前に、政府が、17部署が参加する安全革新マスタープランを発表した。産業現場の労災事故を減らすために、元請けの安全保健責任を強化する内容が

含まれた。労働界は「労災事故発生時に元請け事業主を処罰する内容が抜け落ちており、実効性が足りない」と批判した。

政府はこの日午前、政府のソウル庁舎で、イ・ワング国務総理の主催で17部署が参加した中央安全管理委員会を行い、安全

革新マスタープランを確定した。

安全革新マスタープランは、災難安全管理体系を原点から再検討し、根本的に革新するために作られた、中・長期総合計画である。災難安全業務を企画・総括する専門担当組織を市・道に設置し、国民安全処の長官が持っている災難事態宣言権を、地方自治体長に付与するなど、百の細部課題によって構成されている。

雇用労働部も、産業災害事故の死亡率を低下させるための4大細部課題を提示した。元請けの安全保健責任を強化し、建設業と化学業など、災害多発の要因を特性別に分析して安全保健管理体系を構築するという内容だ。

労働部は、元請けの安全保健責任を強化するために、構内下請け業者の危険作業に関して、元・下請けが共同して安全保健措置を講ずるようにする方針だ。また、300人以上の事業場の安全・保健管理者の外部委託と兼職を制限する。労働部の安全革新マスタープランは、今年の1月に発表した第4次労災予防5か年計画の「産業現場の安全保健革新のための総合計画」と同じものである。

労働界は安全革新マスタープランに対して「革新が抜け落ちた安全革新対策」と評価した。チョ・キホン韓国労総・産業安全保健本部室長は「300人以上の事業場の安全保健管理者の外部委託と兼職を制限するのは、規制改革委員会の議論を経て、

関連法を改正しなければ導入できない制度」とし、「(革新対策は) 良い内容を羅列した水準に過ぎず、具体的な実現計画が抜けている」と批判した。彼はとくにマスタープランについて、「大統領への業務報告を部署別に継ぎはぎしたもの」と指摘した。

チェ・ミョンソン民主労総・労働安全保健局長は「下請け業者の労働者が労災にあった時、元請け事業主は無嫌疑で処理されたり、起訴さえされずに調査が終るケースがほとんど」として、「元請け事業主への処罰を強化せずに責任だけを強化しても、災害事故を減らすことはできない」と話した。彼女は「下請け業者の労働者が加入した労組が、安全点検と危険性の評価に参加するべきだ」と主張した。

2015年3月31日
毎日労働ニュース

10年間で労働者110人が死亡…最悪の『殺人企業』は現代建設／市民は清海鎮海運とサムソン電子を挙げる

現代建設がこの10年間で最悪の「殺人企業」に選ばれた。市民は世越(セウォル)号の船主である清海鎮(チョンヘジン)海運を10年間で最悪の災難事故(市民)殺人企業に、サムソン電子を労働者殺人企業に選んだ。

毎日労働ニュースと韓国労総、民主労総そして労働健康連帯、世越号惨事国民対策会議の尊厳安全委員会が参加する、労災死亡対策作り共同キャンペーン団は、13日ソウルの光化

門広場で「2015年最悪の殺人企業選定式」を行った。10年間で多く労働者と市民を死亡に至らしめた企業が「殺人企業」候補に挙がった。キャンペーン団は雇用労働部の重大災害発生報告と死亡災害発生現況などに基づいて殺人企業の順位を決めた。市民1,502人が投票で殺人企業の選定に参加した。投票は4月6日から12日まで、オンラインによって行われた。

現代建設は建設労働者にとっては、死亡事故で悪名高い企業である。現代建設は施工能力評価で1位を記録した総合建設業者で、昨年は17兆3,870億ウォンの売り上げを記録した。現代建設が達成した天文学的な売り上げの陰には労働者がいる。現代建設が施工を請け負った工事現場で、2005年から2014年までに110人の労働者が労災事故で死亡した。昨年は蔚山(ウルサン)の新古里(シンコリ)原子力発電所3号機で3人の労働者が窒息死したのを含め、10人の労働者が亡くなった。労災事故で障害を負った労働者は75人に達する。下請け業者の労働者の労災事故を合算した数字だ。現代建設は毎年選定する殺人企業に、既に3回も最悪の企業として名前を挙げられた。

2015年4月14日
毎日労働ニュース

家電製品修理技士の「ルーゲリック病」初の労災認定／鉛の煙・粉じんなどに20年間曝露

家電製品を修理していて鉛

と電磁波などに長時間曝露し、ルーゲリッ病に罹った労働者が、初めて産業災害を認められた。

勤労福祉公団の大田（テジョン）疾病判定委員会は、サムソン電子サービスの東大田センターで20年余り働いて、筋萎縮性側索硬化症（ルーゲリッ病）に罹ったLさん（38歳）が出した療養給与申請に対して「業務上の疾病と認定される」と決定した。

ルーゲリッ病は発病自体がめずらしい上、原因を明らかにするのが難しく、これまで労災と認められたケースは3、4件程度だと知らされている。家電製品修理の労働者ではLさんが初めてだ。

Lさんは、1993年からサムソン電子サービスの下請け業者所属の労働者として、同センターで、テレビ、電子レンジ、電話機などを修理していたが、2013年にルーゲリッ病の確定診断を受けた。Lさんは仕事をする間中ずっとハンダ付けの作業で出てくる粉じんと鉛の煙、基板洗浄用のシンナーなどの有機溶剤に長期間にわたって曝露した。

修理と試験稼働をするときは、電子レンジから出てくる電磁波場に継続して曝露した事実も認められた。作業場の換気がキチンとされていない状態で、長時間労働にも苦しめられたことも確認された。

委員会は「（これらの点を）総合してみれば、『筋萎縮性側索硬化症』は申請人の業務環境と因果関係があるものと推測・判断されるというのが多数の委員の

意見」とした。

『半導体労働者の健康と人権守り』（パノリム）とサムソン労働人権守り、全国金属労組は、「電子製品製造業だけでなく、電子製品の修理サービス業でも職業性疾病の業務関連性を認めたという点で、非常に意味のある判定」と評価した。

2015年4月14日

ハンギョレ新聞

1年に2400人が労災死、企業殺人法の導入を急げ

我が国では1年平均2,422人の労働者が産業災害で死亡する。経済協力開発機構（OECD）で労災死亡が1位という恥ずかしい記録も続いている。企業殺人法の制定が急がれるという声が絶えない理由だ。

民主労総と4・16連帯をはじめとする労働・市民・社会団体が、世界労災死亡労働者追慕の日を迎えて、汝矣島の国会議員会館で「世越号1周期、企業殺人法要求討論会」を開催した。

この日の討論会に発表者として参加したイ・ホジュン西江（ソガン）大法学専門大学院教授は、「世越号惨事を始めとする大型惨事の根本責任は、利潤追求や費用削減を目的に安全措施を採らなかったり、ないがしろにした企業にある」。「それにもかかわらず、現行法体系では産業災害や公衆災害が発生した場合、該当企業の役職員に適用される処罰規定は、業務上過失致死傷罪または、産業安全保健法第66条の2で、安全業務を担当する末端

職員に刑事責任を賦課するというレベルにとどまっている」と憂慮した。

該当企業に責任を問おうとしても、両罰規定が余りにもレベルが低いという指摘もされた。イ教授は「産業安全保健法第71条の両罰規定が適用されるケースでも、罰金額は最大3千万ウォンに過ぎず、ほとんどの企業に対する罰金は1千万ウォン未満で終わっているのが現実」と付け加えた。企業に対する余りにも軽い処罰規定を重くしない以上、労災を防ぐ方法がないということだ。

イ教授は「国会に、労災を発生させた企業に対する処罰を強化する法案が3件発議されているが、いずれも両罰規定の枠組みを維持しており、その限界は明きらか」とし、「企業と経営責任者の刑事処罰に関する特別法を制定する方案を、積極的に検討しなければならない」と主張した。

一方、民主労総によれば2000年以後に127万3千人余りが労災に遭い、このうち3万3,902人が労災で死亡したことになる。昨年の労災による死亡者は2,134人にもなる。民主労総は「企業は産業安全保健法違反を日常茶飯事にして安全投資を疎かにし、危険な業務は下請け業者に、安全管理は代行機関に押し付けている」。「各種の安全規制は万能の権力機関である規制改革委員会によって切り取られている」と批判した。



2015年4月29日

毎日労働ニュース

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881 E-mail: joshrc@jca.apc.org

URL: <http://joshrc.info/> <http://www.joshrc.org/open/> <http://ameblo.jp/joshrc/>

- | | |
|--|---|
| 北海道 ● NPO法人 北海道勤労者安全衛生センター
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4階 | E-mail safety@rengo-hokkaido.gr.jp
TEL (011) 272-8855 / FAX (011) 272-8880 |
| 東京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 | E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766 |
| 東京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 | TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024 |
| 東京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 | TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663 |
| 神奈川 ● NPO法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市長見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 | E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948 |
| 群馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0045 高崎市東町58-3 グランドキャニオン1F | E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540 |
| 長野 ● NPO法人 ユニオンサポートセンター
〒390-0811 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館内1階 | E-mail ape03602@go.tvm.ne.jp
TEL (0263) 39-0021 / FAX (0263) 33-6000 |
| 新潟 ● 一般財団法人 ささあいコープ新潟
〒950-2026 新潟市西区小針南台3-16 | E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 265-5446 / FAX (025) 230-6680 |
| 愛知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 | E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420 |
| 三重 ● みえ労災職業病センター
〒514-0003 津市桜橋3丁目444番地 日新ビル | E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 228-7977 / FAX (059) 225-4402 |
| 京都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビシャス梅垣ビル1F | E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145 |
| 大阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 | E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278 |
| 兵庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0802 尼崎市長洲中通1-7-6 | E-mail a4p8bv@bma.biglobe.ne.jp
TEL (06) 4950-6653 / FAX (06) 4950-6653 |
| 兵庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 | TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762 |
| 兵庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒650-0026 神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEIビル3階 | E-mail npo-hoshc@amail.plala.or.jp
TEL (078) 382-2118 / FAX (078) 382-2124 |
| 岡山 ● おかやま労働安全衛生センター
〒700-0905 岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター内 | E-mail oka2012ro-an@mx41.tiki.ne.jp
TEL (086) 232-3741 / FAX (086) 232-3714 |
| 広島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0825 広島市南区金屋町8-20 カナヤビル201号 | E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123 |
| 鳥取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 | TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090 |
| 徳島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 | 〒682-0803 倉吉市見田町317 種部ビル2階 労安センターとっとり
E-mail info@tokushima.jtuc-rengo.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113 |
| 愛媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒793-0051 西条市安知生138-5 | E-mail npo_eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 47-0307 / FAX (0897) 47-0307 |
| 高知 ● NPO法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 | TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953 |
| 熊本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田341-20 秋津レックタウンクリニック | TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177 |
| 大分 ● NPO法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) | E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 568-2317 |
| 宮崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283番地25 | E-mail aanhyuga@mnnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404 |
| 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403有明ビル2F | E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701 |
| 沖縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒902-0061 那覇市古島1-14-6 | TEL (098) 882-3990 / FAX (098) 882-3990 |
| 自治体 ● 自治労安全衛生対策室
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 | E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432 |



安全センター情報 2015年7月号(通巻第428号) 2015年6月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
TEL(03)3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
http://www.jca.apc.org/joshrc/

JOSHRC
 情報 2015年7月号(通巻第428号) 2015年7月1日発行
 1979年12月28日第三種郵便物認可
 〒0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター
 TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/> joshrc/